

資 料

中国における新破産立法への動き

—新破産法草案を中心として—

櫻 井 孝 一
張 伯 利

- 一. はじめに
 - 二. 新草案の制定趣旨とその構成および特徴
 1. 新草案制定の趣旨とその目的
 2. 新草案の構成とその内容上の特徴
 - 三. 新草案の概要
 1. 破産事件の開始とその要件
 - (1) 適用対象
 - (2) 破産事件開始の要件—開始原因
 - (3) 破産事件開始の要件—破産事件の申立て
 2. 破産事件の受理
 - (1) 破産事件の受理とその効力
 - (イ) 受理とその効力一般
 - (ロ) 受理と受理前の詐害行為の遡及的無効—いわゆる否認の規律
 - (2) 破産事件受理後の手続
 - (イ) 債権の届出と調査
 - (ロ) 管理人、債権者会議、監督員
 3. 破産事件受理後の個別手続への移行
 - (1) 和議手続
 - (イ) 和議手続の開始—その申立て
 - (ロ) 和議の申立ての審理と和議手続の開始
 - (ハ) 和議の成立とその効力
 - (2) 更生手続
 - (イ) 更生手続の開始—申立てとその審理
 - (ロ) 更生計画の準備期間
 - (ハ) 更生計画とその遂行
 - (3) 破産清算手続
 - (イ) 破産清算手続の開始—破産宣告
 - (ロ) 破産財産とその管理・換価・配当—破産清算人
 - (ハ) 破産財産をめぐる諸権利関係の処理
 - (a) 破産債権 (b) 未履行契約と破産 (c) 相殺権
 - (d) 別除権
 - (ニ) 破産清算手続の終結
 - (ホ) 免責
 4. その他の特別規定
 - (1) 簡易破産手続の特則
 - (2) 国有企業破産の特則
 - (3) 法律責任
- 四. むすび

一 はじめに

中国では、市場経済原理の導入に伴い、従来の国営企業⁽¹⁾改革の一環として、「企業破産法（試行）」が1986年12月2日に第6期全人民代表常務委員会により制定され、1988年11月1日から施行されていることは周知の通りである⁽²⁾。

中国における企業破産に関する立法としては、上記の企業破産法（試行）に加えて、1991年4月9日公布（同日施行）の「民事訴訟法」が、その第19章（同法第199条～206条）において、企業法人破産における弁済手続を規定し、また、1993年12月29日公布（1994年7月1日施行）の「会社法」が、その第8章（同法第189条～198条）において、会社の破産、解散および清算の手続を規定するに至っている。

さらに、中国においては、その企業の所有制の在り方が地域によって異なることから、地方立法として、省、市あるいは経済特区のそれぞれにおいて、会社の破産、解散及び清算に関する法規・条例が制定されているのが現状である⁽³⁾。

ところで、企業破産法（試行）は、その立法経緯において、その適用対象を国営企業に限定した⁽⁴⁾。しかも、現在における中国国有企業の特異性、すなわち、国有企業それ自体のなかで、病院、学校などの福祉設備を保有する状況などから、その赤字企業の破産処理に多くの難問が生じ、その処理につき、企業

-
- (1) 社会主義計画経済体制下、国営企業は、もっぱら、党、行政の付属物として、その指令計画にもとづき生産を行ってきた。したがってそこでは、まさに国が経営する企業として「国営企業」と呼ばれていた。しかし、市場経済の導入のもとで、企業に経営管理自主権が与えられ、国営企業の所有権と経営権との分離の過程において、それは国有企業と呼びかえられるに至っている。したがって、本稿では、その時期により国営企業と国有企業を分けて使う。
 - (2) この立法経緯については、加藤寛夫「中国における破産制度」愛知大学国際問題研究紀要84号（1987年）、季衛東「中国における企業破産制度」神戸大学年報第6号（1990年）、田中信行「中国破産法の成立過程」社会科学研究（東大社研）四四巻五号（1993年）参照。
 - (3) この点に関し、中国における企業破産立法の現状については、梶田幸雄「中国における企業破産立法の現状と課題」（上）、（下）Credit & law No64,（1995年、1月）p10以下、およびNo65,（1995年、2月）p16以下参照。
 - (4) 以下、企業破産法（試行）を、「試行法」と略称する。

破産法（試行）が十分に機能しているとはいえないことである。

そこで、現時、市場経済の発展とその拡大によりすべての企業を対象とし、また、取引活動における郷鎮企業、私営企業の活発化とその数の増大から、これらを含めて、さらには、自然人である経営主体をも包括する統一的破産立法が要請され、また現行の試行法の規律内容も、それが国営企業のみを対象とするものであり、行政介入の度が強く、市場経済の要請にもこたえられないことなどから、その規律の全体に及んで、その明確化、緻密化が必要であり、新たな破産立法への作業が動きつつある。そこで、その過程の一つとして、1995年7月20日、中国の人民代表大会財政・経済委員会により、「中華人民共和国破産法草案（第二稿）」が公けにされ、それをさらに修正、改訂した、新たな草案が現在公表されているものである⁽⁵⁾。そこでこの新草案を本稿で紹介しようとするものであるが、この新草案は、現行の試行法はいうにおよばず、民事訴訟法、会社法及び地方の諸法規・条例における企業の破産ないしは清算の規律をはるかに充実させ、整備したものであり、今後の中国における新破産法への形成に大きな基礎となるものとして、多くの意義を有し、注目に価するものといえる。

本稿では、以下、新草案の趣旨とその内容につき、現行企業破産法（試行）の規律と比較しながら、その特色を取り上げ、その概要を紹介する。

二 新草案の制定趣旨とその構成および特徴

1 新草案制定の趣旨とその目的

新草案は、その第1条で、その制定趣旨を示すものである。そこで、まずは、試行法第1条に示された“社会主義的計画経済に応じ”に対して、新草案は、“社会主義市場経済発展の需要に応え”とすることである。この試行法の文言は、その立法段階において、市場経済がいまだ確立されておらず、その経済改革は経営の回復、景気の上昇・調整を見込む計画経済モデルの範囲内に止まり、いわば市場経済導入の過度期において、試行法が一つの市場経済導入についての“促進法”として制定、施行されたことによろう。これに対して新草案のその文言は、現在における市場経済の確立とその発展のなかで、多種の企

(5) そこで、本稿では、その最も新しい草案を対象とし、以下それを「新草案」と表記する。

業所有形態が発生し、それらの企業を法人企業と非法人企業とに分けて、法人企業を単なる経済実体から、独立の民事法上の主体として位置づけ、しかも、「社会主義市場経済」ということの実質は、やはり国家所有権または集団所有権を中核とする公有制的な市場経済制度であることから、その法の果たす機能として、企業の解体による国家経済の資源の再調整、および雇用政策上の職員の職場の保護などを考慮し、それに応ずる優良企業の生成、育成および市場経済における資源の再分配の促進と、社会主義国家としてその国家全体の立場から、企業の体質を強化し、またはその経済効率を高めることを目指すことの表現としてとらえることができよう。

ついで、新草案第1条では、新たに「公正かつ公開して破産事件を審理し」との文言を加えていることである。これは、破産事件の処理手続については、従来の行政の介入を排除し、もっぱら人民法院における公正かつ公開の審理のもとで行われるものであることを明確にしたものであり、試行法のもとで、その企業破産事件処理の実状において、あまりにも行政的介入による不適切な処理の状況が多く生じていることから、この文言を加えたものといえよう。なお、新草案の“債権者または債務者の合法的權益を保護するため”という文言は、試行法と異なるところはなく、それは、債権者と債務者の利益調整をはかり、総債権者の満足のため公平な処理をはかるという意味で、破産法の本来の目的を同じく示したものである。

さらに、新草案は、「企業の自主経営および損失・利益の自己責任負担を促進し、企業の優勝劣敗の法則を確立し、経済秩序を維持するため」と規定することである。これは、企業それ自体がその経営リスクを負担し、経営リスクとその破綻に伴う企業自体における債権債務関係の適切な処理において、市場経済における企業間の競争が形成され、そこに社会主義市場経済の秩序が維持され、そのために破産法が機能し、位置づけられことを示したものだといえよう。

要は、新草案の目的とするところ、社会主義市場経済の今後の展開に応ずるものとして、企業の自主経営権を強調し、その競争秩序の確立のため、また、市場経済秩序維持のために、破産事件の処理につき行政の介入を排除し、「政企分離」、すなわち、従来の「政企不分」の観念を排し、企業、とくに国有企業と国家行政主管部門との行政的従属関係の廃止を、破産事件処理の場面でも、貫徹しようとする国家意思の現れということが出来る⁽⁶⁾。そして、それが

(6) 野沢「中国における「労働の権利」に関する一考察」早稲田大学「比較法学」第31巻第1号(1997年7月)p. 300参照。

もっぱら人民法院の公正かつ公開の審理のもとで行われるべきものとして、その手続の透明性を確保するために、新草案が起草されているものともいえよう。

2 新草案の構成とその内容上の特徴

(1) 新草案の構成

新草案は、試行法と同じく、日本法とは異なって、そのなかに和議、更生、ならびに破産清算手続を一括して規律する、いわゆる一本型（単一手続型）の法制をとり、また、その全体の構成においても、破産処理の規律をその手続過程の順序に従って定めている。ところで、新草案は、現行試行法における僅か43ヶ条の規定から、大きく193条にわたる規定をおき、それを全10章に分けて規定するものである。

まず、第1章は、総則として、立法目的、法の適用範囲、破産事件の開始原因および国際破産に関する属地主義の規律などの規定をおく（1条～9条）。ついで、第2章は申立てとその受理につき（10条～50条）、第3章では債権者会議につき（51条～66条）、規定する。要は、この第2章および第3章は、和議手続、更生手続および破産清算手続開始の前提としての破産事件の受理に関して規定するものである。

さらに第4章では和議手続（67条～87条）、第5章では更生手続（88条～125条）、第6章では破産清算手続（126条～170条）について、それぞれ規定する。

加えて、第7章では簡易破産の手続を規定し（171条～177条）、とくに第8章においては、注目すべき国有企業破産についての特則を定めている（178条～183条）。また、第9章では法律責任、いわゆる破産犯罪などについて定め（184条～192条）、第10章は附則として、1ヶ条をおき（193条）、新法は公布の日より施行するものとする。

(2) 新草案の内容上の特徴

上述したような新破産法制定への要請と、それを受けた新破産法草案の制定趣旨・目的からみて、新草案の内容上の特色として、大きく次のことがあげられよう。第一は、その適用対象の拡大とその手続の統一化である（後述三、1(1)）。第二は、その一本型の法制と関連して、破産受理手続の整備である（後述三、2）。第三は、その第1条に示されるように、破産事件の処理につき、できる限り、国家の介入を排除していることである。けだし、試行法では、たとえそれが国営企業を対象とするものであるとしても、多くの行政干与の規

定、例えば、自己破産の申立てにおける行政の同意（同法 8 条）や破産企業職員の配置転換（安置）・再就職などにつき定め（同法 4 条）をおいていたが、新草案では、その適用対象を国有企業のみならず、その他の企業に拡大したことから、一般的に国家機関の介入は排除され、また国有企業についても、それは、極力限定され、そのような干与規定を排除したことである。第四に、試行法は、もっぱら国营企業を対象とし、前述したように中国国有企業それ自体のなかで、病院、学校などの福祉設備を保有する現状から、その破産処理に困難が生じ、試行法が十分に機能しえなかった現実をふまえて、新草案は、国有企業の破産処理につき、それらの福祉設備などを破産財産から除外して処理するなどの特則を定めていることである。第五は、和議および再建、すなわちそれを更生の手続として、はるかに詳細に整備したことである。その他、全体的にみて、先進諸国の諸立法と並んで、各手続につき、詳細な規定をおき、また免責および簡易破産の手続の規定をおき、破産犯罪などに関して、その規律を整備したことにも、試行法を中心とする従来の破産立法に対して大きな前進を示すものとして、その特徴にあげることもできよう。

三 新草案の概要

1 破産事件の開始とその要件

(1) 適用対象

新草案は、その適用対象として、1) 企業法人、2) 組合企業およびその組合員、3) 単独出資企業およびその出資者、4) 法にしたがい設立されたその他の経済組織を定める（3 条）。ここで、企業法人とは、「会社法」に定められている株式会社と有限（責任）会社をさし、非企業法人とは、「私営企業暫定条例」（1988 年 6 月 25 日国務院により公布施行）に定める単独出資企業（外国商人出資企業と国内出資企業を含む）および組合企業をさし、またその他の経済組織としては、中国の「民法通則」に規定されている商行為を行う自然人である个体工商户（個人工業、商業自由業者）、農村請負経営者、個人組合などがあげられるものといえる⁽⁷⁾。そこで、現行中国における企業破産の処理につ

(7) この経済組織である自然人は、自ら生産および経営活動を行い、その結果に対してその私有財産のすべてをもって民事上の責任、ひいては債務弁済の責任を負う社会主義市場経済制度における一つの経営主体である。

表1 破産事件の適用主体に関する現行法規

制 定 時 期	法 規 の 各 種	適 用 主 体
1986. 12. 2 公布 1988. 11. 1 施行	「企業破産法（試行）」	全人民所有制企業(国営企業)
1991. 4. 9 公布, 同日施行	「民事訴訟法」(第9章)	企業法人
1991. 8. 16公布 同年 10. 1 施行	「上海市外国商人出資 企業清算条例」	上海市に設立された外国商人 出資企業
1992. 5. 20公布 同年 6. 1 施行	「北京市外国商人出資 企業清算条例」	上海市に設立された外国商人 出資企業
1993. 6. 13公布 同年 8. 1 施行	「広東省会社破産条例」	広東省内に住所のある有限 (責任) 会社, 株式会社
1993. 12. 8 公布 1994. 3. 1 施行	「深圳経済特別区企業 破産条例」	特別区内に住所のある企業
1993. 12. 29公布 1994. 7. 1 施行	「会社法」(第8章)	有限(責任)会社, 株式会社

いては、表1に示すように、試行法が国営企業、「民事訴訟法」は企業法人を、「会社法」では、株式会社と有限責任会社を、それぞれの法がそれぞれの企業を個別的にその破産処理の対象としていることに対し、新草案は、いわゆる統一的破産法として、以上の企業をすべてその適用対象とし、それに加えて、破綻の生ずる経営主体として、従来なんらそれに対する破産処理を予定していなかった、私営企業または商行為を行う自然人である都市部の个体工商戸および農村部の請負経営者などをも含めて、その適用対象としたものである。この点につき、表2参照。

表2 新草案における破産事件の適用対象

第1の企業法人：	第2の非法人企業：	第3の経済組織：
株式会社 有限(責任)会社	單獨出資企業(外国商人 出資企業・国内出資企 業) 組合企業	个体工商戸 農村請負経営者 個人組合

要は、新草案は、市場経済の発展に備えて、中国のすべての企業に加えて、

商行為を行う自然人、いわば、経営に従事する主体（経営主体）のすべてをその対象に取り込んでいることである。すなわち、現行法規のもっぱら企業を対象とする破産法制に対して、経営主体の破産を軸とする立場をとったものということができよう。この点で、新草案も、通常の民事主体たる自然人まではその適用対象としてはいない。いずれにしろ、現在先進諸国にみられるような、いわゆる消費者破産の問題に関して、改めてそれに対応する立法措置が将来課題として登場することも考えられる。

(2) 破産事件開始の要件—開始原因

試行法第3条は、破産原因として、企業が経営管理の不手際によって、重大な欠損を生じ、期限の到来した債務を弁済できない事実を定めている。

これに対して新草案は、和議、更生または破産清算手続を破産事件と総称し（2条）、各手続の開始の前提として、破産事件受理の手続を定め、その受理原因、いわば破産事件の開始原因として、債務者が期限の到来した債務を弁済できない事実を定め、とくに企業法人が更生手続の申立てをする場合には、企業の経営および財務に困難をきたし、期限の到来した債務を弁済できないおそれがあることをその原因として定めている（4条）。

(3) 破産事件開始の要件—破産事件の申立て

試行法は、破産の申立てにつき、債務者が期限の到来した債務を弁済できないときは、債権者は債務者の破産宣告を申し立てることができるものとし（同法7条1項）、また債務者も、上部主管機関の同意を得て、自ら破産宣告の申立てができることを定める（同法8条1項）。ところで、債権者または債務者の破産の申立てがなくても、裁判所の職権によって債務者に対し破産宣告をなすかどうかについては、最高人民法院は、これを否定的に解している⁽⁸⁾。

これに対し新草案では、破産事件の開始において、破産事件受理の申立てがあることを原則とし、例外的に、人民法院の職権によって破産宣告がなされることを明確に定める（72条1項、74条2項、75条、104条3項、127条）。

破産事件受理の申立てについては、債務者ないし債権者にその申立権を認める。ところで、債務者の申立てについて、一般的には、なんら行政機関などによる同意は要求されていないが、国有企業の自己破産については、国が授権し

(8) 「最高人民法院の企業破産法（試行）の施行に関する若干意見」第15、すなわち、人民法院が民事訴訟手続または民事執行手続の審理にあたって、債務者の期限の到来した債務を弁済できない事実が判明したとしても、破産の申立てがなければ、職権により債務者に対して破産宣告をすることができないとする。

た投資管理機関または当該企業の主管機関の同意を要するとする（179条）。

2 破産事件の受理

新草案は、前述のように和議、更生、破産清算の手続を一括して規律する、いわゆる倒産手続一本型の法制をとることから、試行法と同じく、破産事件受理開始主義をとり、広く破産事件の受理から、個別手続の開始に移るまでに、債務者の財産、債務者企業の事業をいかに維持、管理するかを中心として、その受理手続および効果について、現行試行法に比して、はるかに詳細な規定をおく。

(1) 破産事件の受理とその効力

(i) 受理とその効力一般

新草案によれば、破産事件の申立てがあったときは、人民法院（管轄につき、5条）による破産受理の裁定をもって、いわゆる破産事件処理の手続が開始され（受理の裁定、その通知、公告などにつき、13条以下。それに対する不服申立てにつき、18条参照）、その受理の時点を基準にして、従来の債務者（企業）に属する財産または財産上の権利の管理およびその事業経営権限は破産事件の管理人に移行し（30条）、債務者（企業）の財産または財産上の権利に関する民事執行手続および保全処分手続は中止され（19条）、また係属中の債務者の財産または財産上の権利に関する民事訴訟は中断し、管理人によって受継されるものとする（21条）。さらに担保権の実行の停止（20条）、個別弁済の禁止（23条）などの効力を生ずるものとする。もちろん、人民法院が破産事件を受理した日より、債務者は、その占有管理する財産などを適切に保管する義務などを負い（22条）、その債権者に対する弁済は許されず（23条）、また債務者の債務者または債務者の財産の所持者は、管理人などに債務を弁済し、その財産を引き渡さなければならないものとする（24条。なお、出資義務者に対する出資払込み請求につき、29条参照）。

(ii) 受理と受理前の詐害行為の遡及的無効—いわゆる否認の規律

新草案は、試行法と同様に、破産事件受理前の、いわゆる危機時期になされた詐害行為の処理につき、ドイツおよび日本法などの否認権制度に対応するものとして、破産事件の受理によるそれらの行為の遡及的無効の規律をおく⁽⁹⁾。すなわち、債務者が人民法院による破産事件受理前6ヶ月内になした、①財産

(9) このような規律の仕方は、アメリカ法ないしはフランス法に対応するものといえる。

および財産上の権利の無償譲渡, ②廉価売却, ③無担保債務に対する担保の供与, ④期限未到来の債務に対する弁済, ⑤債権の放棄, ⑥債権者を害するその他の行為は, これを債権者に対抗できないものとし (25条1項), また破産事件受理前6ヶ月内に, 期限の到来した債務を弁済できないこと, すなわち, その支払不能を知って, 特定債権者にのみ弁済し, 他の債権者を害したときは, それを他の債権者に対抗できないものとし (26条1項), 以上の行為がある場合には, 管理人または破産清算人は, 人民法院に対しその行為の無効を主張し, その逸失した財産の回復をはかることができるものとする (25条2項, 26条2項, 28条)。もちろん, 債務者がその財産を隠匿, 私蔵する行為および債務を捏造し, 何ら負担していない債務を承認する行為は, その行為の時期いかんを問わず, すべて無効とされ, 管理人または破産清算人は, その財産ないし財産上の権利の回復を求めることができるものとする (27条, 28条)。

(2) 破産事件受理後の手続

(i) 債権の届出と調査

そこで, このような破産事件受理の効力のもと, 受理前に成立した債務者に対する債権は, 本法の手続にしたがってその権利を行使するものとし (36条1項), 受理後の手続において債権の届出とその調査がなされ, その確定がはかれる (債権の届出, 調査, 確定については, 新草案第2章第4節36条~47条参照)。そして, これらの債権は, 和議手続において和議債権とし, 更生手続において更生債権とし, 破産清算手続において破産債権として処理されることになる (36条2項)。

(ii) 管理人, 債権者会議, 監督員

(a) 管理人

新草案と同じく, 試行法においても破産事件受理主義を取り, 破産事件を受理した後, 破産事件処理の手続が開始されるものとするが, しかし, そこでは, 破産事件の受理, すなわち, 破産事件処理手続の開始から最終的に破産宣告に至るまでの間における債務者の総財産の処理および事業の経営などについては, 何らの定めもなく, 債務者が依然としてその財産に対して管理処分権を有し, 事業を継続することとしている。そこで, 新草案は, 上述の破産事件受理の効力と関係して, 破産事件の受理から破産宣告による破産清算手続への移行までの財産の管理処分および事業経営について, 破産事件の管理人の制度を設けている。すなわち, 新草案は, 第2章第3節において, 債務者の財産および事業などの適正な管理・運営のため, 破産事件の管理人に関する規定をお

き、その内容としては、破産事件受理に際しての人民法院による管理人の任命（30条）、被任命資格の限定（31条）、職務の範囲（32条）とその権限行使に対する制約・責任などにつき定める（33、34、35条）。

(b) 債権者会議

債権者会議⁽¹⁰⁾に関し、その第3章第1節において、その議決と効力などにつき、試行法に比べて（同第3章13条～16条）、より整理した詳細な規定をおく。

まずは、法にしたがって債権の届出をした債権者は、いまだ債権の確定されていない債権者は別として、すべてが債権者会議の構成員となり、債権者会議で審議する議題について意見を述べ、議決権を有するものとする（51条、なお、財産担保を有する債権者の議決権行使につき、同条2項参照）。また、その議決権行使は、代理人によってもなしうるものとする（52条）。

債権者会議の権限としては、監督員の選任、債権の調査、債務者の営業の継続・停止の決定および和議協定、更生計画、債務者財産の管理方法、破産財産の換価方法、その配当案に関する議決を掲げる（53条）。債権者会議の議長には、人民法院が議決権をもつ債権者から指名するものとし、議長が会議を主宰する旨を定める（54条）。債権の届出期間満了後15日以内に第一回の債権者会議が開催されるべきものとし、その後については、人民法院が必要と認めるとき、または管理人などの申立て、あるいは確定債権総額の4分の1以上を有する債権者の申立てによって開催されるものとする（55条）。その決議は、別段の定めのない限り、議決権をもつ出席債権者の過半数で、その債権額が確定債権総額の2分の1を超える場合に成立し、決議は、すべての債権者を拘束するものとする（57条）。決議が債権者の一般的利益に反する場合には、債権者などは、人民法院にその決議の執行を禁止する裁定を求めることができ（58条1、2項）、また、債権者会議の決議が法律または社会公共の利益に反する場合には、人民法院は、その決議の無効を裁定すべきものとする（同条3項）。債権者会議が債務者の営業の継続・停止、債務者財産の管理方法、破産財産の換価方法または破産財産の配当案について（53条1項3・6・7・8号）決議に至らないときは、これにつき人民法院が裁定し（59条1・2項）、これを債権者会議において宣すべきものとする（同条3項）。

以上の決議の執行禁止、決議無効および決議に代わる人民法院の裁定に対す

(10) これは、日本法における債権者集會に相当するものといえるが、ここでは、草案の文言にしたがって、そのまま債権者会議と訳す。

る不服については、1 回に限って上級人民法院に再審理の申立てができるものと定める (60条)。

(c) 監督員

新草案は、以上の債権者会議と関連して、試行法ではそのない監督員の制度をおき、草案第 3 章第 2 節において、その定めをおく。

まずは、監督員は、債権者会議の決議によって選任され、人民法院の書面による決定をもって認可するものとし (61条 1・2 項、その選任の変更について、同条 3 項、報酬などにつき、同条 4 項参照)、ついで、監督員の職務権限として、監督員は、債権者会議が開催されない場合に、債権者会議の代表として、債務者財産の管理処分、更生計画の遂行および破産配当に関して監督する職務を行い、管理人、更生遂行人および破産清算人に対してその職務の執行につき説明を求め、関係文書の提出を求める権限を有するものとする (63条)。

また、管理人が不動産の譲渡、営業全部の譲渡および借財をするなど、重要な財産処理行為を行うについては、監督員の同意を得なければならない、監督員が選任されていないときには、債権者会議の同意を得なければならないとする (64条)。

さらに監督員は、忠実に法律にしたがって監督の職務を行い、それにつき総債権者に対して責任を負い、故意または重大な過失により、債務者または債権者に損害を与えた場合には、賠償責任を負うものとする (66条)。

3 破産事件受理後の個別手続への移行

試行法においても、その 4 章で、和議 (和解)・再建 (整頓) の規定をおくが、そこでは、和議と再建を一体の手続として扱い、またその破産事件全体における位置づけが必ずしも明らかでなく、それに関する規律もわずか 4 ヶ条と不十分なものである。

そこで、新草案は、和議 (和解) といわゆる再建すなわち更生 (重整) の手続を明確に分離し、それぞれにつき詳細な規定をおく。

(1) 和議手続

新草案は、和議の手続につき、第 4 章で、第 1 節に和議の申立、第 2 節に和議の申立ての審理および議決、第 3 章に和議の成立と、20 ヶ条にわたる規定 (67条～87条) をおく。

(i) 和議手続の開始—その申立て

試行法は、和議の申立てについては、債権者から破産の申立てがあったとき

で、人民法院がその破産事件を受理した後3ヶ月内に、当該企業の上部主管部門のみが当該企業の和議（和解）・再建（整頓）の申立てができるものとする（同法17条）。これに対し、新草案は、債務者が人民法院に対し破産事件受理の申立てをすると同時に和議の申立てができるものとし、また、破産事件が人民法院によって受理された後においては、その破産事件が終結するまで、債務者はもちろん、また債権者も和議の申立てができるものとする（67条）。とくに新草案は、和議の申立権を債権者にも認める点で、大きな特徴がある⁽¹¹⁾。

（ロ）和議の申立ての審理と和議手続の開始

新草案は、試行法ではなんらふれられていない和議許可の裁定（70条）、和議協定案の議決（73条）、そして和議申立棄却（71、72条）、和議協定案の債権者会議による否決（74条）または和議協定案無効の裁定（75条）による破産清算手続への移行について規律する。ここで、注目すべきは、和議許可の裁定があった場合には、破産事件受理によって生ずる担保権実行の停止の拘束（20条）を受けないとすることである（70条2項）。

（イ）和議の成立とその効力

新草案は、さらに債権者会議で決議された和議協定案は、人民法院の認可の裁定によってその効力を生ずる（76条、その公告およびそれによる破産事件終結の裁定につき、77、78条。なお、総債権者全員の同意による和議の成立につき、87条参照）。それは、債務者および債権者のすべてを拘束するものとする（79条）が、和議債権者が保証人などに対して有する権利は、和議協定案によって影響を受けないことを明定する（80条）。その他、和議協定の履行に関し（81、84条）、また、和議の無効、和議の不履行による破産清算手続への移行などについて定めをおく（83条～87条）。

（2）更生手続

新草案は、再建、すなわち更生手続について⁽¹²⁾、それを和議手続とは分けて、独立の手続として、その第5章で、第1節に更生の申立ておよび審査、第2節に更生準備期間中の営業、第3節に更生計画と、全38ヶ条にわたる規定をおく（88条～125条）。

(11) 日本法など一般には、和議の申立てについては、債務者にのみ認められる（日 and 12条など）。

(12) 新草案は、試行法の「整頓」（再建）に対し、「重整」とし、その手続はまさに日本の会社更生法に対応するものとして、本稿および新草案の翻訳では、それを「更生」と訳するものである。

(イ) 更生手続の開始—申立てとその審理

新草案は、更生手続の開始に関し、第一に、その適用対象を企業法人に限定し、その開始原因として、本草案第 4 条に定める事由、すなわち、債務者に支払不能の状況などがあるときで、更生の見込みのある場合とする（88条）。第二に、その申立権は、債務者および債権者のみならず、出資者（債務者の登録した総資本の 3 分の 1 以上の出資者）にも認め、更生の申立ては、債務者または債権者の破産事件受理の申立てと同時に、または人民法院による破産事件受理後、債務者に対して破産宣告がなされるまでは、できるものとする（89条、申立ての方式などにつき、90条参照）。

(ロ) 更生計画の準備期間

新草案は、更生手続は人民法院の更生開始許可の裁定でもって開始されるものとし（91条）、その時から人民法院による更生計画の認可または更生手続終了の裁定があるまでの間を、更生準備期間とし（92条。その期間は、12ヶ月を超えないものとする。なおその延長につき、同条 2 項）、その間における管理人の職務、それによる営業の継続およびそれに基づき生じた債務、ならびにその税金債務の処理（93, 94, 96, 97, 103条）、担保物の処理（95条）、さらには、債務者をめぐる権利関係の処理（98条）、債権債務の相殺（99条）、契約関係（100条）従業員の雇用関係（101条）、出資者の財産給付請求（102条）の処理などを規律し、また、その間において、人民法院の裁定により更生手続を終了せしめる場合として、一定の事由を定め（104条 1・2 項）、また、和議手続および破産清算手続への移行の規定をおく（同条 3 項）。

(ハ) 更生計画とその遂行

新草案は、第 3 節更生計画において、次のことを定める。

(a) 更生計画の作成とその内容

更生計画につき、管理人は、債務者の協力のもとで、債権者、出資者および職員の代表の意見をきいて、更生計画案を作成すべきものとする（105条 1 項）。更生計画案の内容としては、更生企業の経営計画、債権の調整・弁済計画、更生遂行人、更生計画の遂行期限および企業更生に資するその他の計画を掲げるべきものとし（105条 1 項）、それぞれの事項につき、例えば、更生計画における債権の分類（106条）、一定比率による弁済額の減額、一括弁済または分割弁済の方法（107条）、同種類の債権における平等条件による弁済の原則（108条）、更生企業の合弁または分割（109条）などと、その個別的規律を定める。また、更生遂行人には、管理人から選任できるものとする（111条）。

(b) 更生計画の成立—更生計画案の議決、認可

更生計画案についての債権者会議の議決（その債権者会議での審議、議決の方法につき、113条～115条参照）、それが可決されない場合における管理人と可決しない組との協議、それにおける人民法院の認可およびその条件についても詳細な規定をおく（116条、人民法院による更生計画認可の裁定とその審理につき、118条～120条参照）。更生計画案が債権者会議で可決されず、人民法院によっても認可されない場合には、更生手続終結の裁定がなされ（117条1項）、その際、債務者に本草案第4条1項の事由、すなわち、支払不能の状況があるときは、破産宣告がなされて、破産清算手続に移行し、その事由がないときは、破産事件を終結するものと定める（117条2項）。

(c) 更生計画とその遂行

人民法院による更生計画認可の裁定により、更生計画に基づく処理が再建遂行人によって行われることになる（121条）。更生計画は、すべての更生債権者に対して拘束力をもつが（122条1項）、保証人などの弁済責任については、その影響を及ぼさないことを明定する（122条2項）。

ここで、注目すべきは、新草案が、更生計画は更生遂行人の責任により執行するものとし（123条1項）、更生企業の上部機関がなんらかの決定を出した場合でも、それが更生計画に反するときには、更生遂行人はこれを否定できるものとし（同条2項）、また、更生企業の上部機関が企業経営の管理職員を任命する場合には、更生遂行人の承認を必要とし、それらの者は更生遂行人の監督に服するものとする（同条3項）ことである。

もちろん、更生計画が遂行されず、または遂行しえない場合には、更生計画の遂行は終了せしめられ、その際、債務者に本草案第4条1項の事由、すなわち、支払不能の状況があるときは、破産宣告がなされ、破産清算手続が開始されることになる（124条1項、2項）。この場合には、更生計画に定められた再建債権者の譲歩の効力もなくなるが、更生計画の遂行のために提供された担保には、その影響を及ぼさないものとする（124条3項）。

(3) 破産清算手続

試行法は、その5章で、破産宣告および破産清算について定めるが、破産財産の構成、それをめぐる権利関係の処理および破産財産の管理・換価・配当などにつき、僅か18ヶ条の規定をおくのみである。これに対して新草案は、第6章を破産清算とし、それを9節に分けて、全45ヶ条の規定をおく（126条～170条）。その概要は次の通りである。

(イ) 破産清算手続の開始—破産宣告

新草案は、まず第1節で破産宣告について定める。破産清算手続は、人民法院による破産宣告の裁定によって開始されるものであるが(126条, その公告につき, 128条), 新草案は、破産宣告の裁定がなされる場合について、破産事件の受理後において和議または更生手続の申立てがないときのほか、個別的に和議または更生手続が不調に終わった場合で、債務者に第4条1項の定める事由, すなわち支払不能の状況があるときになされることを定める(74条2項, 75条, 83条2項, 85条1項, 104条3項, 117条2項, 120条2項, 124条2項など)。とくに新草案では、民事訴訟または民事執行の手続中において、債務者に第4条1項の定める事由, すなわち、支払不能の状況があることが明らかになった場合には、人民法院は、職権によって、その債務者に対して破産宣告ができるものとして、その旨の規定をおき(127条)⁽¹³⁾, また、組合企業に対する破産宣告に際しては(組員が組合企業の全債務を弁済するに十分足りる財産を提供した場合は別として), その組員全員に対しても、破産宣告すべきものとの定めをおくことである(130条)。

なお、破産宣告前において破産事件を終結する場合として、政府関係諸部門などによる資金補助、債務者のための担保提供または債務弁済への助力、債務者による期限の到来した全債務の弁済などの事由を定める(129条)。

(ロ) 破産財産⁽¹⁴⁾とその管理・換価・配当—破産清算人

(a) 破産清算人

新草案は、その第2節で破産清算人につき規定し、破産清算手続の開始とともに、破産清算人を選任すべきものとし(131条1項)、破産清算人が破産財産の管理・清算・換価・配当について職務を執行し、それにつき責任を負うものとする(134条)。その資格については、管理人に関する第31条を準用し(132条)、破産清算人は、その破産事件の管理人からも任命されうるものとし(131条2項)、それに数名が任命された場合には、清算組を構成するなどの規定をおく(131条3・4項, その他につき, 133, 135, 136条)。

(b) 破産財産の範囲

新草案は、第3節破産財産において、その範囲として、破産宣告時に破産者に属する財産のみならず、破産宣告後破産手続終結前に破産者が取得する財産

(13) この点につき、前掲三、1(3)参照。

(14) 日本破産法における、いわゆる破産財団に対応するものであり、ここでは、草案の文言通り、そのまま「破産財産」と訳する。

もそれに含まれるものとして、いわゆる膨張主義をとる（137条）。

破産財産の帰属に関する争いについては、破産手続を受理した人民法院がその訴訟の管轄権を有するものとし（138条）、また、ここで、破産者に属さない財産に対する取戻権および売主の取戻権の規定をおく（139、140条）。

（c）破産財産の換価

新草案は、破産財産の換価・配当につき、7節で規定するが、破産清算人は、その破産財産の換価につき債権者会議が可決した破産財産換価方法にしたがい（破産財産換価案の提出、債権者会議での議決、人民法院の裁定につき、154条）、また、監督員の同意をえて、適時に破産財産を換価できるものとする（153条）。破産財産の換価方法としては、原則として競売手続によるものとし（155条1項）、破産財産中の生産設備については、一括換価を原則とし（同条2項）、その他企業の全部または一部の換価、その財産の個別的な換価などの定めをおく（同条3項、なお4項参照）。

（d）破産財産の配当

新草案は、配当につき、まずは、破産財産より破産費用および共益債務を弁済した後（破産費用および共益債務については、2章5節48条～50条参照）、第一に、未払いの労働賃金など、労働者に支払われるべき費用、第二に、滞納税金、第三に、一般の破産債権を弁済するものとする（156条1項）。もちろん、同一順位の債権の弁済について破産財産が不足するときは、それらは割合弁済に服するものとし（同条2項）、また、配当は、金銭によることの規定もおく（157条）。配当表については、破産清算人が速やかにそれを作成し、債権者会議の議決および人民法院の裁定を経て、それに基づき配当が行われることになる（158条、なお、配当表の記載事項につき同条2項、配当の方法・公告などにつき159条、解除条件付または停止条件付債権に対する配当の処理などについて、160、161、162、163条参照）。

（e）破産財産をめぐる諸権利関係の処理

新草案は、破産財産に対する諸権利関係の処理につき、第6章第4節で、破産債権につき（141条～147条）、第5節で、相殺権につき（148、149条）、第6節で、別除権について（150条～152条）定める。

（a）破産債権

人民法院が破産事件を受理する前に成立した債務者に対して有する債権は、破産宣告により破産清算手続が開始されたときは、破産債権として処理されることになる（36条。なお、期限付、条件付債権の取扱いについては、37、38条

参照)。そこで、破産清算手続におけるその処理に関し、まずは、非金銭債権などについては、その宣告時の評価額をもって破産債権の額とするものとし(141条)、ついで、連帯債務者の破産における破産債権の処理を定め(142, 143条)、それは保証人に準用されるものとする(144条)。これと関連して、組合員の破産について、その債権者と組合企業の債権者に対する処理の規律をおく(145条)。

(b) 未履行契約の処理

さらに第4節では、未履行契約の処理についても規定し、それは、破産清算人の解除または履行の選択によって決せられるものとする(146条1項、その相手方の催告につき、同条2項)。ここで、とくに注目すべきことは、破産清算人が履行を選択した場合には、それに対して相手方当事者は、一定期間または合理的な期間内に、相当の担保を提供するよう求めることができるものとし、その提供がないときは、当該契約は解除されたものみなす旨の定めをおくことである(同条3項)。また、破産清算人が契約を解除した場合には、相手方当事者がすでに債務者に給付していた手付金の返還請求権は破産債権とし(同条4項)、解除によって生じた相手方当事者の損害賠償請求権は、もちろん、破産債権とされる(同条5項)。なお、委任契約は当事者に対する破産宣告によって終了するものとし、その際、受任者が委任者の破産宣告を知らないで委任事務を処理したときは、それによって生じた受任者の請求権は破産債権となるとの定めもおく(147条)。

(c) 相殺権

試行法は、相殺権につき「債務者が破産企業に対し債務を負担しているときは、破産清算前に相殺することができる」との定め(同法33条)しかおいていないのに対し、新草案は、破産清算手続の一環として、その相殺できる要件をより一步細かに規定する。まずは、債権者は破産宣告前に破産者に対して債務を負担するときは、債務の内容が同種でないときでも、破産配当案の公告前までは、破産清算人に対して相殺を主張できるものとし(148条)、ついで、相殺の制限として、①破産債権者が破産宣告後に破産企業に対して債務を負担したとき、②破産者の債務者が破産宣告後に他人の破産債権を取得したとき、③破産債権者が破産者につき支払の停止または破産の申立てがあった事実を知って破産者に対して債務を負担したとき、④破産者の債務者が破産者につき支払の停止または破産の申立てがあった事実を知って破産者に対する債権を取得したときには、その相殺はできないものとし、とくに③および④の場合には、破産

債権者または破産者の債務者が法律の規定、支払の停止または破産の申立ての事実を知る前の原因、あるいは破産の申立ての一年前に生じた原因により債務を負担し、または債権を取得したときは、その限りでないとする（149条）⁽¹⁵⁾。

(d) 別除権

試行法がただ「財産担保のある債権」（同法32条1項）としているに対し、新草案は、その財産担保の内容をより具体的に示し、「破産者の財産または財産上の権利に対して抵当権、質権、留置権をもつ者は、別除権者とする」ものとして（150条1項）⁽¹⁶⁾、別除権者はその目的物から優先弁済を受ける権利を有するものと定める（同条2項）。もちろん、別除権者がその権利を行使するについては、破産清算手続に拘束されず（151条1項）また、別除権を有する債権者が別除権の行使によってその債権の全額につき弁済を受けえないときは、その不足額につき、破産清算手続にしたがって、すなわち破産債権として行使できることを定める（同条2項、なお、別除権の放棄につき、同条3項）。さらに破産清算人による別除権の目的物の受戻しについて規定をおき、破産清算人は、その債務の弁済または代担保の提供により別除権の目的物を回収できるものとし（152条1項）、その弁済について別除権の目的物の価格が被担保債権の額を下廻るときは、その弁済額は、目的物の時価に限るものとしている（同条2項）。

(二) 破産清算手続の終結

新草案は、第6章8節で、破産清算手続の終結に関して規定をおく。すなわち、破産清算人が破産配当案にしたがって破産配当を実施することができないとき、または、破産清算人が最後の配当を完了したときは、破産清算人の請求により、人民法院は、破産事件終結の裁定をなすものとする（164条。それに応ずる登記の抹消および破産清算人の職務執行の終了につき、165、166条）。ところで、破産事件の終結（50条4項および164条）後2年以内に、①破産事件受理前6ヶ月内の無効とされる行為などによって逸出し、回復すべき財産が

(15) 草案第148条は、日本破産法第98条に対応する規定であるが、その時期的制限として、明確に破産配当案の公告前とする点で、日本破産法と異なる。また草案第149条は、まさに日本破産法104条に対応するものである。

(16) この新草案150条1項の規定は、1995年6月30日に「中華人民共和国担保法」が制定されたことから、それに基づき抵当権、質権、留置権を有する者を別除権者としたものであろう。なお、上記の中華人民共和国担保法については、寿川伸吾「中国における担保法の制定」国際商事法務23巻10号1995年 p.1105以下参照。

あること、または、②破産者になお配当に供すべき財産があることが判明した場合には、債権者の請求によって、その財産が追加配当するにあまりにも僅かな場合を除き、人民法院は、破産配当案にしたがって、追加配当を行うものとする（167条）。また、ここで債権者が破産清算手続により弁済を受けえなかった債権については、破産者の保証人および連帯債務者は、破産事件の終結後、なおその弁済責任を負担する旨の定めをおく（168条）。

(ホ) 免責

新草案は、第6章第9節で、破産者である自然人に対する免責の定めをおく。

そこで、まずは、基本的には、破産者である自然人は、破産事件の終結後において、その後に取得した財産（破産者の生活などに必要な支出を除く）をもって、破産配当によって弁済されなかった残額債務につきなお弁済すべき責任を負うべきものとする（169条1項）。ただし、破産事件の終結前に仮弁済計画を提出し、それが債権者会議によって承認されていたときには、それに従うものとする（同条2項）。

ところで、破産配当によって弁済され得なかった一般破産債権の残額部分についての弁済責任の免除については、配当率と破産清算手続終結後の経過期間との組み合わせにより、次のように定める。すなわち、①破産債権に対する配当率が40%を超える場合には、終結後3年を経過したとき、②配当率が30%を超え40%未満の場合には、終結後4年を経過したとき、③配当率が20%を超え30%未満の場合には、終結後5年を経過したとき、④配当率が10%を超え20%未満の場合には、終結後7年を経過したとき、⑤配当率が10%未満の場合には、終結後10年を経過したときに、故意に基づく人身侵害により生じた損害賠償請求権を除き、破産債権の残額債務に対する弁済責任は免除されるものとする（170条1項）。

もちろん、破産犯罪により刑事処分を受けまたは破産犯罪に該当する行為がある場合には、免責は受けられない（同条2項）。なお、破産者が免責債務につき任意弁済することは妨げられず、その弁済も有効とする旨の規定をおく（同条3項）。

4 その他の特別規定

(1) 簡易破産手続の特則

新草案第7章では、簡易破産の手続を定める。すなわち、人民法院が破産事

件を受理した後、債務者の総財産が50万円を超えない場合には、その破産事件の審理については裁判官1名でもってすることができ（171, 172条）、そこでは、債務者は、一回に限り和議の申立てができるものとする（172条）。また当該破産事件の受理、破産宣告および破産清算手続終結の裁定を除き、当該破産事件に関する裁定は通知でもって足りるものとし、さらに債権の届出、第一回の債権者会議の開催および当該事件の終了について迅速化をはかっている（174条～第177条）。

（2）国有企業破産の特則

試行法は、国営企業の破産をのみ対象とするものであるが（同法2条）、新草案は、その適用対象を国有企業のみならず、企業法人一般、非法人企業、私営企業などに拡大し、また中国国有企業の特異性および試行法に基づくその実際の破産処理において生じた諸問題に対処して、第8章で、国有企業の破産についての特則をおく。そこで、まずは、第8章の国有企業の破産に関する特則は、新草案に基づく改正法が施行される前に設立された国有企業にのみ適用されるものとする（178条1項）。

ついで、債務者たる国有企業が人民法院に破産事件受理の申立てをするときは、国家が当該企業の投資管理を授権した機関または当該企業の主管機関の同意を必要とし、もしそれらがその破産の申立てに同意しないときは、資金援助などによって、当該企業の債務の弁済につき助力しなければならないものとし（179条）、また人民法院が国有企業に対し職権によって破産宣告をする場合には、当該企業の投資管理機関またはその主管機関の意見を聴取しなければならないとする（180条）。さらに、その財産の換価および譲渡利益の処理に関し、債務者たる国有企業が法に従って取得した土地の使用権については、競売または入札（招標）の方法など、法の定めるところに従って換価（譲渡）し、その換価（譲渡）利益は、まず破産企業の職員の配置転換（安置）にあてられ、それに余剰があるとき、余剰部分が破産財産に組入れられて破産配当にあてられるものとする（181, 182条）。なお、試行法においてその破産処理に大きなネックとなっていた国有企業が有する職員住宅（新草案に基づく法が施行された後に新築されたものを除く）、学校、病院、幼稚園、託児所などの社会公益事業および福祉施設については、その継続の必要がなく、また一括譲渡できるものを除いては、破産財産に属せず、破産企業所在地の市、市管轄区またはその人民政府によって一括接収され、その管理に服するものとする（183条）。

（3）法律責任

試行法は、破産企業の法定代表者および直接責任者に対する行政処分またはその刑事責任の追及につき、2ヶ条の規定をおいているにすぎない（同法41, 42条）。これに対して新草案は、第9章法律責任で、より詳細に、いわゆる破産犯罪などに関する行為として、債務者などの債権者会議へ出頭・説明義務違反（184条）、財産状況の説明書などの提出拒否・不実記載（185条）、危機時期における財産の不当な廉価売却・期限前の弁済・債権の放棄・財産に関する資料の偽造・毀棄など（186条）、また、危機時期における担保の供与・個別債務の弁済（187条）、財産の浪費・不当な減少（188条）、および管理人などの収賄・それへの贈賄（189, 190条）、債務者の住所地離反（191条）などに対する罰金または刑事責任の追及、さらには、管理人などの職務懈怠による第三者への損害賠償責任など（192条）を個々の的に定めている。

四 む す び

以上、中国における新破産法への動きとして、作成された新破産法草案の内容を概観し、紹介してきたものである。その紹介にあたっては、新破産法草案における諸規律の問題点とその検討などについては、ここでは行わないこととし、新草案の規律内容について、できるだけ客観的に敘述することにとどめたものである。なお、新破産法草案における規律の諸問題については、今後、張が順次個別的に各事項について分析・検討し、その論稿をまとめていくことを予定している。

ともかくも、新破産法草案の全条文の訳とも合わせて、中国における新破産立法への動きについての理解に資すれば幸いである。

なお、本稿および新草案の翻訳については、もっぱら張が行い、まとめたものを桜井が校閲し、若干の手を加えたものである。また、張の新草案の翻訳につき、本大学法学部の野沢講師に一読して頂き、多くの指示を頂いたことに深く御礼申し上げる次第である。

以上

*本稿および新草案の翻訳は、張については、日本生命財団外国人研究助成金による研究成果の一部であり、ここに当財団に対して深く感謝申し上げる次第である（桜井，張記）。

《参考》

中華人民共和国破産法（草案）記

（本稿は、1995年7月20日公表された「中華人民共和国破産法草案」（第二稿）」後の新たな修正草案につき、訳出したものである）

目 録

第1章 総則	第2節 更生準備期間中の営業
第2章 申立ておよび受理	第3節 更生計画
第1節 申立て	第6章 破産清算
第2節 受理	第1節 破産宣告
第3節 管理人	第2節 破産清算人
第4節 債権の届出および調査	第3節 破産財産
第5節 破産費用および共益債務	第4節 破産債権
第3章 債権者会議	第5節 相殺権
第1節 一般規定	第6節 別除権
第2節 監督員	第7節 換価および配当
第4章 和議	第8節 破産事件の終結
第1節 和議の申立て	第9節 免責
第2節 和議の申立ての審理および議決	第7章 簡易手続
第3節 和議の成立	第8章 国有企業破産の特別規定
第5章 更生	第9章 法律責任
第1節 更生の申立ておよび審理	第10章 附則

第1章 総 則

第1条 社会主義的市場経済発展の需要に応え、公正かつ公開して破産事件を審理し、債権者および債務者の合法的な権益を保護し、企業の自主経営および損失・利益の自己責任負担を促進し、企業の優勝劣敗の法則を確立し、経済秩序を維持するために、本法を制定する。

第2条 人民法院は、破産事件の審理について、本法に定める和議手続、更生手続および破産清算手続を適用する。

第3条 本法は、以下の民事主体に適用する。

- （一）企業法人。
- （二）組合企業およびその組合員。

(三) 単独出資企業およびその出資者。

(四) 法にしたがい設立されたその他の経済組織。

すでに解散し、清算の終了していない企業法人は、本法に定める手続の範囲内において、なお存続するものとみなす。

第4条 債務者が期限の到来した債務を弁済できないときは、本法に定める手続にしたがって、債務を清算する。

債務者が期限の到来した債務の支払いを停止したときは、弁済できないものと推定する。

企業法人が、経営および財務に困難をきたし、期限の到来した債務を弁済できないおそれがあるときは、本法に定める更生手続を適用することができる。

第5条 破産事件は、債務者の住所地の人民法院が管轄する。

破産事件は、中級人民法院が管轄する。債務者の財産額が少額の破産事件は、基層人民法院が管轄し、債務者の財産額が多額の破産事件は、高級人民法院が管轄する。

第6条 人民法院が本法に定める手続についてなした裁定は、裁定の日より効力を生じる。

人民法院が本法に定める手続にしたがってなした裁定に対しては、上訴することはできない。ただし、本法に別段の定めがあるときは、この限りでない。

人民法院が本法に定める手続についてなした裁定は、公告しなければならない。ただし、本法に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第7条 本法に定める公告は、人民法院が、最高人民法院によって公告の掲載が指定された新聞に掲載し、かつ事件を受理した地の人民法院の公告欄に掲示しなければならない。

公告は、最終の掲載日の翌日より効力を生じる。

第8条 中華人民共和国外で開始された破産、和議および更生の手続は、中華人民共和国内の債務者の財産に対しては効力を有しない。

第9条 本法に、破産事件の審理に関して規定のないときは、民事訴訟法の規定を準用する。

第2章 申立ておよび受理

第1節 申立て

第10条 債務者に本法第4条に定める事由があるときは、債務者および債権者は、いずれも人民法院に破産事件の受理の申立てをすることができる。

債務者が組合である場合において、その申立てをするときは、組合員全員が一致して同意した書面を提出しなければならない。

第11条 申立人は、人民法院に破産事件の申立書およびそれに関する証拠を提出しなければならない。

破産事件の申立書には、以下の事項について明記しなければならない。

- (一) 申立人および被申立人の基本的な状況。
- (二) 申立ての目的。
- (三) 債権額、財産担保の有無ならびに債権の発生原因およびその期限。
- (四) 申立ての理由およびその根拠。
- (五) 人民法院が記載しなければならないとするその他の事項。

債務者が申立てをするときは、人民法院に財産状況の説明書、債務帳簿、債権帳簿および関係する財務報告書を提出しなければならない。

第12条 債権者または債務者が申立てをした後、人民法院が破産事件を受理するまでは、申立人は、申立ての取下げを請求することができる。それを認めるか否かは、人民法院の裁定による。

第2節 受理

第13条 人民法院は、破産事件の申立てを受け取った後、15日以内に破産事件を受理するか否かについて決定しなければならない。人民法院が破産事件の受理を決定する場合には、裁定をもってこれをしなければならない。

第14条 人民法院が破産事件を受理したときは、その裁定の日より5日以内に債務者に通知しなければならない。

債権者が申立てをした場合、債務者は、人民法院の通知を受け取った後15日以内に、人民法院に財産状況の説明書、債務帳簿、債権帳簿および関係する財務報告書を提出しなければならない。

第15条 人民法院が破産事件の不受理を決定するときは、裁定をもってこれをなし、かつ理由を説明しなければならない。

前項に定める裁定は、人民法院が裁定の日より5日以内に申立人に通知しなければならない。ただし、公告を要しない。

人民法院の破産事件不受理の裁定に不服のあるときは、申立人は、裁定が送達された日より10日以内に、上級人民法院へ上訴を提起することができる。

第16条 人民法院は破産事件を受理した後、合議廷を設置し、その審理を行わなければならない。ただし、本法に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第17条 人民法院は破産事件を受理したときは、裁定の日より30日以内に、その住所

の知れたる債権者に通知し、かつ公告をしなければならない。

通知および公告には、以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 人民法院が破産事件を受理した裁定の主文および破産事件を受理した日時。
- (二) 債権の届出期間および届出の注意事項。
- (三) 管理人の氏名およびその事務を処理する地。
- (四) 債務者の債務者は管理人にその債務を弁済しなければならない、債務者の財産の所持者は管理人にその財産を引き渡さなければならないこと。
- (五) 第一回の債権者会議の招集期日および場所。
- (六) 人民法院が公告しなければならないとするその他の事項。

第18条 債務者が破産事件を受理した人民法院の裁定に不服のあるときは、上級人民法院に一回に限り再審理を申立てることができる。再審理の期間においては、裁定の執行は停止しない。

第19条 人民法院が破産事件を受理したときは、債務者の財産に対するすべての民事執行手続は中止しなければならない。ただし、本法に別段の定めがあるときは、この限りでない。

人民法院が破産事件を受理したときは、債務者の財産に対するすべての保全処分は中止しなければならない。

第20条 人民法院が破産事件を受理した後破産の宣告があるまでは、債務者の財産またはその財産上の権利に対する抵当権、質権および留置権の行使は、一時停止する。

第21条 人民法院が破産事件を受理した後、すでに開始され、終結していない債務者の財産および財産上の権利に関する民事訴訟は中断し、管理人が債務者の財産の管理に着手した後、その訴訟を受け継がなければならない。

第22条 人民法院が破産事件を受理した日より、債務者は以下に掲げる義務を負う。

- (一) 占有・管理しているすべての財産、帳簿、文書、資料、印鑑およびその他の物品を適切に保管すること。
- (二) 人民法院、管理人、更生遂行人または破産清算人の請求にもとづき行為をし、かつその質問に対して事実にしたがって回答すること。
- (三) 債権者会議に出席し、かつ債権者または監督員の質問に対して事実にしたがって回答すること。
- (四) 人民法院の許可を得ることなく、任意に住所地を離れてはならないこと。

前項の規定は、企業法人の代表者、組合企業の組合員および責任者、単独出資企業の出資者および責任者ならびにその他の経済組織の責任者に適用する。必要があるときは、人民法院の決定により、企業の財務管理者および主要な業務者に適用することができる。

第23条 人民法院が破産事件を受理したときは、債務者は債権者に対して個別的に債務を弁済してはならない。

人民法院が破産事件を受理した後、債権者が債務者から個別的に弁済を受けたときは、その他の債権者に対抗することができない。

第24条 人民法院が破産事件を受理する裁定をしたときは、債務者の債務者またはその財産の所持者は、管理人または更生遂行人、破産清算人に債務を弁済しまたは財産を引き渡さなければならない。

第25条 人民法院が破産事件を受理する前6ヶ月内にした債務者の財産および財産上の権利に関する以下に掲げる行為は、債権者に対抗することができない。

- (一) 財産および財産上の権利を無償で譲渡すること。
- (二) 適正な価額によらないで財産を廉価に売却すること。
- (三) 財産担保を有しない債務に対して財産担保を供与すること。
- (四) 期限の到来していない債務に対して期限前に弁済すること。
- (五) 債権を放棄すること。
- (六) 債権者の利益を害するその他の行為。

債務者が前項に掲げる行為をしたときは、管理人または破産清算人は人民法院に対しその行為の無効を請求しなければならない。

第26条 人民法院が破産事件を受理する前6ヶ月内に、債務者が期限の到来した債務を弁済できないことを知って債権者に弁済しその他の債権者の利益を害したときは、その債権者が受けた弁済はその他の債権者に対抗することができない。ただし、その弁済が破産財産に利益をもたらす場合には、この限りでない。

債務者が前項の行為をしたときは、管理人または破産清算人は人民法院にその行為の無効を請求しなければならない。

第27条 債務者の財産および財産上の権利に関する以下に掲げる行為は、それが何時なされたかを問わず、すべて無効とする。

- (一) 財産を隠匿し、私蔵すること。
- (二) 債務を捏造しまたは真実でない債務を承認すること。

第28条 本法第25条、第26条または第27条に定める行為により、債務者の財産または財産上の権利が移転されたときは、管理人または破産清算人はその回復を求める権利を有する。

第29条 人民法院が破産事件を受理したときで、企業法人の出資者がなおその出資義務を履行していない場合には、管理人または破産清算人は、その出資の期限を問わず、当該出資者の認めた出資を払い込むよう求めなければならない。

第3節 管理人

第30条 人民法院が破産事件を受理したときは、管理人を指定しなければならない。管理人は、債務者の財産の通常管理およびその経営事務を引き継ぎ、人民法院に対しその活動を報告する責任を負う。

管理人は、一名とする。ただし、債務者の営業所またはその財産が各地に存在する場合には、人民法院は数名の管理人を指定し、管理人各自は独立してその職務を行う。管理人の職務の執行は債権者会議の監督に属する。管理人は、債権者会議に出席し、債権者会議に職務の執行状況を報告し、かつ質問に答えなければならない。

第31条 管理人は、必要な専門知識を有する者によって担当されなければならない。以下に掲げる事由の一つがある者は、管理人になることができない。

- (一) 刑事罰を受け、その刑の執行が完了した日より5年に満たないとき。
- (二) 公証人が法律に違反し、その公証人の資格が取消されてより5年に満たないとき。
- (三) 公認会計士が職業規定に違反し、その公認会計士の免許が取消されてより5年に満たないとき。
- (四) 弁護士が職業規定に違反し、その弁護士の免許が取消されてより5年に満たないとき。
- (五) 当該事件に利害関係があるとき。
- (六) 人民法院が管理人になることが適当でないと認めるその他の者。

第32条 管理人は指定された日より、以下に掲げる職権を行使する。

- (一) 債務者のすべての財産、帳簿、文書、資料、印鑑およびその他の物品を引き継ぎ管理すること。
- (二) 債務者の財産状況および民事活動の調査これには債務者の労働者に対する未払賃金、社会保険費用および税収状況の調査を含む。
- (三) 財産状況の調査報告書の作成。
- (四) 債務者の日常の支出およびその他の必要とする支出の決定。
- (五) 債務者の経営を継続するか否かの決定の請求。
- (六) 債務者の財産の管理および処分。
- (七) 債務者に対する第三者からの財産給付の受領。
- (八) 債務者の内部管理事務の決定。
- (九) 必要な管理者、専門技術者およびその他の職員の採用。
- (十) 債権者会議の招集の請求。
- (十一) 債務者の財産紛争について債務者の代表としての訴訟または仲裁への参加。

（十二） 人民法院が管理人によって行使されるべきものと認めるその他の職権。

第33条 第一回の債権者会議が招集される前において、管理人が本法第64条に定める行為の一つをするときは、人民法院の許可を得なければならない。

第34条 管理人の報酬額は、人民法院が決定する。

管理人の報酬および職務を執行するのに必要な費用は、債務者の財産から支払う。

管理人は、その職務の執行に際して、故意または重大な過失により債務者の財産に損失をもたらしたときは、賠償の責任を負わなければならない。管理人が数名の場合には、各管理人が連帯して賠償の責任を負う。

第35条 管理人は、人民法院の指定を受けたときは、その職務を辞することはできない。ただし、正当の事由があり、人民法院の許可を得た者は、この限りでない。

管理人が職務に耐えることができず、または汚職あるいはその他の違法行為があるときは、人民法院は、利害関係者の申立によりまたは職権をもって、これを解任することができる。

第4節 債権の届出および調査

第36条 人民法院が破産事件を受理する前に成立した債務者に対して有する債権は、本法に定める手続にしたがってその権利を行使する。

前項に定める債権は、和議が成立したときには、和議債権とし、更生手続が適用されるときには、更生債権とし、破産が宣告されたときには、破産債権とする。

第37条 期限の到来していない債権は、破産事件受理の時ににおいて、期限が到来したものとみなす。

破産事件受理の後に期限の到来する債権で、利息付の場合には、破産事件受理の時から利息の計算を停止し、無利息の場合には、破産事件受理の時から債権の期限が到来するまでの法定利息を減額しなければならない。ただし、無利息の貸借債権は、この限りでない。

第38条 条件付債権は、その債権の全額をもって権利を行使する。

第39条 人民法院が破産事件を受理したときは、債権者は、人民法院の定める債権の届出期間内に債権を届け出なければならない。

前項の規定にしたがって届け出るべき債権は、人民法院が破産事件を受理する前に成立した債権者が債務者に対して有する債権を指す。ただし、労働賃金および社会保険費用の請求権ならびに税収請求権は届出を要しない。

労働者が人民法院に労働賃金の請求権を届け出るときは、代表に委託して届け出ることができる。

第40条 人民法院は、破産事件を受理したときは、債権者の債権届出の期間を定める

なければならない。債権の届出期間は、30日以上、90日を超えてはならない。

債権の届出期間は、人民法院が破産事件を受理した裁定の公告が効力を生ずる日より起算する。

第41条 債権者が人民法院に債権を届け出るときには、書面で債権額および財産担保の有無を説明し、かつ関係する証拠を提出しなければならない。届出の債権が連帯債権である場合には、それを説明しなければならない。

第42条 債権者が不可抗力の事由またはその他の正当な理由により、定められた期間内に債権を届け出ることができない場合には、人民法院に債権の届出期間の延長を求めることができる。人民法院が定める債権の届出期間内に債権者が債権の届出をしなかった場合には、破産事件が終結する前に届出を追加することができる。届出の追加がされた債権の調査および確定に必要な費用は、届出を追加した者が負担する。

債権者は、人民法院が定める届出期間内に債権を届け出ないときには、前項に定める場合を除き、本法に定める手続にしたがって権利を行使することはできない。

第43条 連帯債権者は、その中の一人が連帯債権者全員を代表して債権を届け出ることができ、また各自が債権を届け出ることでもある。

第44条 債務者の保証人またはその他連帯債務者は、連帯して弁済する義務を負うことによって有する求償権について、人民法院にそれを債権として届け出ることができる。

第45条 二人以上の連帯債務者に対して、同時にまたは前後して、本法に定める手続の適用の申立てがなされたときには、その債権者は、債権の全額について、各破産事件においてそれぞれ人民法院に債権届出の権利を有する。

第46条 人民法院は、債権届出の資料を受け取ったときは、台帳に登録し、債権表を作成しなければならない。

人民法院が債権表を作成するときは、非金銭的債権については、人民法院が破産事件受理の裁定をした日の債務履行地の平均市場価格にしたがって債権額を計算する。外国の通貨で表示された金銭債権については、人民法院が破産事件受理の裁定をした日の人民弊の為替相場における中間値にしたがって債権額を計算する。

債権表および債権届出の資料の正本は、人民法院が保存し、謄本は管理人に交付して保存し、利害関係人の随時閲覧に供する。

第47条 本法46条の規定にしたがい作成された債権表は、第一回の債権者会議に提出し、調査を行わなければならない。ただし、すでに仲裁または人民法院の判決を経て確定された債権および訴訟の未解決または仲裁の未解決の債権は、債権者会議の調査の対象とはされない。

管理人、債務者、債権者会議が債権表に記載された債権に対して異議を述べないとき

は、人民法院の裁定を経て、債権は確定する。

債権表に記載された債権が異議あることによって確定されない場合には、債権者は、破産事件を受理した人民法院に債権確定の訴訟を提起することができる。

第5節 破産費用および共益債務

第48条 人民法院が破産事件を受理した後に生じた以下に掲げる諸費用は、破産費用とする。

- (一) 債務者の財産の管理、換価および配当に必要な費用。
- (二) 破産事件の訴訟費用。
- (三) 管理人、破産清算人の労働報酬および職務執行の費用ならびに職員採用の費用。
- (四) 監督員の労働報酬および職務執行の費用。
- (五) 人民法院が破産事件を受理した後、債務者の営業継続のために支払う労働報酬および社会保険の費用。
- (六) 債権者の共同の利益のため、破産手続において支出したその他の費用。

第49条 人民法院が破産事件を受理した後に生じた以下に掲げる債務は、共益債務とする。

- (一) 管理人、破産清算人が職務を執行するに際して他人に損害を与えたことによって生じた債務など、管理人、破産清算人の職務執行により生じた債務。
- (二) 管理人、破産清算人が双務契約の履行を請求することにより生じた債務。
- (三) 事務管理により債務者の財産に生じた債務。
- (四) 不当利得により債務者の財産に生じた債務。

第50条 破産費用および共益債務は、債務者の財産から随時弁済する。

債務者の財産が破産費用および共益債務のすべてを弁済するのに不足するときは、先ず破産費用を弁済する。

債務者の財産が破産費用または共益債務を弁済に不足するときは、割合に応じて弁済する。

債務者の財産が破産費用または共益債務を支払うのに不足するときは、管理人、破産清算人は人民法院に破産事件の終結を求めなければならない。人民法院は、管理人、破産清算人が提出した破産事件の終結請求を受け取ったときは、10日以内に破産事件を終結する裁定をしなければならない。

第3章 債権者会議

第1節 一般規定

第51条 本法にしたがい債権を届け出たすべての債権者は、ひとしく債権者会議の構成員となる。債権者会議の構成員は、債権者会議に参加する権利をもち、債権者会議が審議する議題について意見を述べ、かつ議決権を有する。ただし、債権がまだ確定されていない債権者は、議決権を行使することができない。

財産担保を有する債権者は、優先して弁済を受ける権利を放棄しないときは、本法第53条第1項第（七）、（八）号に定める議決については議決権を有しない。

第52条 債権者は、代理人に会議に出席し、議決権を行使するよう委任することができる。代理人は、債権者会議に出席し、人民法院または債権者会議の議長に債権者からの代理権委任状を提出しなければならない。

第53条 債権者会議は、以下に掲げる権限をもつ。

- （一） 監督員の選任および解任。
- （二） 債権の調査。
- （三） 債務者の営業の継続または停止の決定。
- （四） 和議協定の議決。
- （五） 更生計画の議決。
- （六） 債務者財産の管理案の議決。
- （七） 破産財産の換価案の議決。
- （八） 破産財産の配当案の議決。

債権者会議が以上に掲げる権限を行使するには、書面によって決議を作成しなければならない。

第54条 債権者会議には議長一名を置き、人民法院が、議決権をもつ債権者から指定する。

債権者会議の議長は、債権者会議を主宰する。

第55条 第一回の債権者会議は、人民法院が招集し、債権の届出期間の満了後15日以内に開催しなければならない。

その後の債権者会議は、人民法院が必要と認めるときに招集し、または管理人、更生遂行人、破産清算人、監督員もしくは確定された債権総額の4分の1以上に当たる債権者が開催を請求するときに、人民法院の決定によって開催する。

第56条 債権者会議を開催するには、人民法院は、予め20日前に知れたる債権者に通

知しなければならない。

第57条 債権者会議の決議は、会議に出席した議決権をもつ債権者の過半数によって可決され、かつそれらの債権額が、確定された総債権額の2分の1を超えなければならない。ただし、本法に別段の定めがあるときは、この限りでない。

債権者会議の決議は、すべての債権者に対して、ひとしく拘束力をもつ。

第58条 債権者会議の決議が債権者の一般の利益に反する場合、債権者は、債権者会議が決議を行なった後15日以内に、人民法院にその決議の執行を禁止する裁定を求めることができる。

前項に定める事由があるときは、管理人、破産清算人および監督員は、決議が可決された後15日以内に、人民法院にその決議の執行を禁止する裁定を求めることができる。

債権者会議の決議が法律または社会公共の利益に反する場合、人民法院は、その決議の無効を裁定しなければならない。

前三項に定める裁定については、人民法院はそれを知れたる債権者に通知しなければならない。ただし、公告を要しない。

第59条 本法第53条第1項（三）、（六）および（七）号に掲げる事項について債権者会議が決議をなさないときは、人民法院がそれを裁定する。

本法53条第1項（八）号に掲げる事項について債権者会議が二回の議決を経ても決議をなさないときは、人民法院がそれを裁定する。

前二項に定める裁定については、人民法院は、債権者会議においてそれを宣しなければならず、別にその通知および公告をすることを要しない。

第60条 債権者は、第58条、第59条に基づいて、人民法院がなした裁定に対して不服のあるときは、上級人民法院に一回に限り再審理を申し立てることができる。再審理の期間は、裁定の執行には影響を及ぼさない。

第2節 監督員

第61条 債権者会議は、監督員を選任することができる。監督員は、3名を超えてはならない。

債権者会議が監督員を選任する決議は、人民法院の書面による決定をもって認可しなければならない。

債権者会議は、監督員を選任した後、決議をもって前項の選任を変更することができる。すでに選任された監督員を変更する債権者会議の決議は、人民法院の書面による決定をもって認可されなければならない。

監督員の報酬、職務を執行するのに必要な費用および責任については、本法第34条の規定を準用する。

第62条 本法第31条の規定は、監督員の選任および変更に準用する。

第63条 監督員は、債権者会議が開かれないときには、債権者会議の代表として以下に掲げる職権を行使する。

- (一) 債務者の財産の管理および処分の監督。
- (二) 更生計画の遂行の監督。
- (三) 破産配当の監督。

監督員は、職務を執行するに際しては、管理人、更生遂行人または破産清算人に対し、その職権の範囲内の事務についての説明または関係する文書の提出を求める権利を有する。

本法の規定に反して監督の受け入れを拒否した場合、監督員は、その監督事項について、人民法院に決定を求める権利を有する。人民法院は、5日以内に決定をしなければならない。

第64条 管理人が以下に掲げる行為を行うには、監督員の同意を得なければならない。

- (一) 不動産所有権の譲渡。
- (二) 鉱山採鉱権、土地使用権、特許権、著作権、商標専用権など財産権の譲渡。
- (三) 在庫品の全部または営業の譲渡。
- (四) 借財。
- (五) 財産担保の設定。
- (六) 経営継続のためにする千円以上の価値を有する動産の譲渡。
- (七) 債権および有価証券の譲渡。
- (八) 双務契約の履行の請求。
- (九) 債務者財産に関する和解または仲裁、訴訟あるいはその他の法律手続。
- (十) 権利の放棄。
- (十一) 取戻権者の財産取り戻すの同意。
- (十二) 別除権の目的物の受け戻し。

債権者会議が監督員を選任していない場合において、前項に定める行為を行うときは、債権者会議の同意を得なければならない。

第65条 本法第64条に掲げる行為に対し、債権者会議は直接に決議を行いまたは決議をもって監督員の同意に代えることができる。

監督員の同意が債権者会議の決議と一致しないときは、債権者会議の決議に服する。

第66条 監督員が職務を忠実に守り、法にしたがって監督の職務を履行し、全債権者に対して責任を負わなければならない。

監督員は、故意または重大な過失により、債務者または債権者に損失をもたらした場

合には、賠償責任を負わなければならない。

第4章 和議

第1節 和議の申立て

第67条 債務者が本法第10条の申立てをするときは、同時に人民法院に、和議の申立てができる。

人民法院が破産事件を受理した後、破産事件を終結する前までに、債務者または債権者は、人民法院に和議の申立てをすることができる。

第68条 債務者が和議の申立てをするには、人民法院に和議申立書、和議協定案を提出しなければならない。

債権者が和議の申立てをしたときは、人民法院が和議の申立てを受け取った後、債務者に通知しなければならない。債務者は人民法院の通知を受け取った後、10日以内に人民法院に和議を行なうことに同意するか否かを明示しなければならない。和議を行なうことに同意する場合には、人民法院に指定された期間内に和議協定案を提出しなければならない。

第三者が債務者の和議のために、担保を提供するときは、債務者は、その第三者が提供する担保について説明し、かつ担保に関する書類を提出しなければならない。

第69条 債務者が提供する和議の各条件は、各債権者に対してすべて平等でなければならない。ただし、一部の債権者が不利な条件の受入れを明示した場合は、この限りでない。

第2節 和議の申立ての審理および議決

第70条 人民法院は、審理のうえ、和議の申立てが本法の定めに合致すると認めるときには、裁定をもって和議を許可し、かつ債権者会議を招集し、和議協定案を審議に付さなければならない。

債務者の財産および財産上の権利に対して有する抵当権、質権または留置権は、人民法院の和議許可の裁定の日より、本法第20条の定めによる拘束に服しない。

第71条 人民法院は、審理のうえ、和議申立が本法の定めに合致しないと認めた場合には、債務者にその補正を命じることができる。債務者が補正に応じないときまたは補正後においても、なお本法の定めに合致しない場合には、人民法院は、和議の申立てを棄却する裁定をしなければならない。

前項に定める裁定については、人民法院は、裁定後5日以内に申立人に通知しなけれ

ばならない。ただし、公告を要しない。

第72条 和議の申立てが破産宣告前になされた場合において、人民法院が本法の規定にしたがい、和議の申立てを棄却する裁定をしたときは、同時に債務者の破産を宣告する裁定をしなければならない。和議の申立てが破産宣告後になされた場合において、人民法院が本法の規定にしたがい、和議の申立てを棄却する裁定をしたときには、同時に破産清算の手続を続行する裁定をしなければならない。

第73条 債権者会議が和議協定の採択を決議する場合には、債権者集会において議決権を有する債権者の過半数によって可決し、かつその債権額が確定された総債権額の3分の2以上を超えなければならない。

第74条 和議協定案が債権者会議の審議を経て、可決されなかったときは、債権者会議は、その和議を否決したものとする。

債権者会議が破産宣告前に和議を否決したときは、人民法院は、債務者の破産を宣告する裁定をしなければならない。

債権者会議が破産宣告後に和議を否決したときは、人民法院は、破産清算の手続を続行する裁定をしなければならない。

第75条 債務者および債権者会議において成立した和議協定が法律に違反する場合には、人民法院は、和議協定を無効とする裁定をしなければならない。人民法院は、破産宣告前に和議協定を無効とする裁定をしたときは、同時に債務者の破産宣告を裁定しなければならない。人民法院は、破産宣告後に和議協定を無効とする裁定をしたときは、同時に破産清算手続の続行を裁定しなければならない。

第3節 和議の成立

第76条 債務者および債権者会議によって成立した和議協定は、人民法院の認可の裁定によって、その効力を生ずる。

第77条 人民法院の和議協定認可の裁定の公告には、以下の事項を掲げなければならない。

- (一) 和議協定認可の裁定の主文、期日。
- (二) 破産事件の終結。
- (三) 人民法院が公告しなければならないと認めるその他の事項。

第78条 人民法院が和議協定認可の裁定をするときは、破産事件終結の裁定をしなければならない。

人民法院が破産事件の終結の裁定をするときは、管理人または破産清算人に対してその職務の執行の終了を通知しなければならない。管理人または破産清算人は、債務者に財産およびその管理事務を移行しなければならず、かつ人民法院に職務執行の報告を提

出しなければならない。

第79条 和議協定は、債務者および和議債権者のすべてに対して、拘束力を有する。

前項に定める和議債権者とは、人民法院の破産事件受理の前に債務者に対して債権を有する者をいう。

本法の規定にしたがい届出のない和議債権は、和議協定の履行期間においては、その権利を行使することができない。和議協定の履行が完了した後において、和議協定に定められた弁済条件にしたがって権利を行使することができる。

第80条 和議債権者が債務者の保証人およびその他の連帯債務者に対して有する権利は、和議協定の成立によって影響を受けない。

第81条 債務者は、和議協定に定める条件に違反して、個々の和議債権者に特別の利益を与えることにより、その他の和議債権者を害してはならない。

第82条 債務者は和議協定の定める条件にしたがい債務を弁済しなければならない。

第83条 和議協定が債務者の詐欺またはその他の不正な行為により成立した場合にはそれを無効とする。

前項に定める事由があるときは、人民法院は、債務者の破産を宣告しなければならない。

前項に定める事由があるときで、債権者が和議協定にしたがって弁済を受けたときは、同一比率の範囲内において、返還することを要しない。

第84条 債務者が和議協定に定める条件にしたがって債務を弁済しないときは、和議債権者は人民法院に強制執行を申立てることができる。

前項に定める事由があるときは、和議債権者が和議協定のなかでなした譲歩はその効力を失う。

第85条 債務者が和議協定に定める条件にしたがって債務を弁済せず、または和議協定にしたがって債務を弁済することができないときは、和議債権者は人民法院に債務者の破産宣告を申立てることができる。

人民法院が債務者の破産を宣告したときは、和議債権者が債務者の和議協定の履行によって受けた弁済は、なお効力を有する。和議債権のいまだ弁済されていない部分は、破産債権としてその権利を行使する。

前項に定める債権者は、その他の債権者の受ける破産配当と自分の受けた弁済が同一比率に達したときにおいて、引き続き配当を受け取ることができる。

第86条 本法第84条および第85条に定める事由の一つがある場合でも、第三者が、和議協定の成立および履行のために提供した担保は、なお効力を有する。

第87条 人民法院が破産事件を受理した後に、債務者が総債権者の一致した同意をもって、和議協定を自主的に成立せしめた場合には、人民法院にその認可の裁定を求める

ことができる。

人民法院は、前項に定める和議協定認可の裁定をする場合には、破産事件終結の裁定をしなければならない。

第 5 章 更 生

第 1 節 更生の申立ておよび審理

第88条 本章の規定は、本法第4条に定める事由があるときで、更生の見込みのある企業法人について適用する。

第89条 債務者または債権者は、本法第10条第1項の申立てをするときは、同時に人民法院に更生の申立てをすることができる。

人民法院が破産事件を受理した後、債務者の破産を宣告するまでに、債務者または債権者は、人民法院に更生の申立てをすることができる。

債務者に本法第4条に定める事由があるときは、債務者の登録した総資本の3分の1以上を有する出資者は、人民法院に直ちに更生の申立てをすることができ、また、人民法院が破産事件を受理した後、債務者の破産を宣告するまでに、人民法院に更生の申立てをすることもできる。

第90条 更生の申立てをするには、人民法院に更生申立書を提出し、かつ関係する証拠を提出しなければならない。

第91条 人民法院は、審理のうえ、更生の申立てが本法の定めと合致すると認めるときには、裁定をもって債務者に対する更生の開始を許可しなければならない。

第 2 節 更生準備期間中の営業

第92条 人民法院が債務者に対する更生の開始を許可する裁定をした後、人民法院が更生計画の認可または更生手続終了の裁定をするまでは、更生準備期間とする。

更生準備期間は、12ヶ月を超えてはならない。更生準備期間につき延長の必要があるときは、管理人は、人民法院に延長の請求をすることができる。その請求に際しては、延長に必要な期間および理由を示し、かつ延長期間において行う職務の進行（計画）表を提出する。人民法院は、審理のうえ、延長の請求および職務の進行表の許可を裁定することができる。

前項に定める裁定は、公告を要しない。

第93条 更生準備期間において、管理人は本法第32条に定める職権を行使する。ただし、管理人は、自らの決定をもってその債務者営業の全部または一部を継続することができる。

更生準備期間においては、管理人は、職務の執行につき、本法第64条の規定の拘束を受けない。

第94条 更生準備期間においては、管理人は、債務者の業務執行機関またはその他の職員、または債務者以外の者を任命し、企業の経營業務につき責任を負わせることができる。

前項の規定により任命された者が本法第64条に定める行為をする場合には、管理人の同意を得なければならない。

第95条 更生準備期間において、債務者に対して抵当権、質権および留置権を有する者は、担保物に対してその権利を行使してはならない。ただし、質物、留置物が毀損し、またはその価値が明らかに減少するおそれがあり、質権者、留置権者の権利を害するおそれが十分にあるときは、質権者および留置権者は、質物および留置物を競売し、または換価し、かつ取得した代金を寄託することができる。

管理人は、債務者の営業を継続するために、質物および留置物を取り戻すことができる。ただし、代担保を提供しなければならない。

第96条 更生準備期間において債務者の営業を継続するために負担した債務は、共益債務とする。

更生準備期間において債務者の営業を継続するために借財をするときは、いまだ担保権の設定されていない財産をその債権の担保とすることができる。

前項に定める借財については、使途を限定し、かつその使用に対して必要な制限および監督をしなければならない。

第97条 國務院および省、自治区、直轄市の人民政府は、企業の回復を助けるため、企業の申立てにより、更生企業の経営活動について、関係法令の規定にしたがい、減税、免税または利息軽減を決定することができる。

第98条 債務者が正当な権限に基づき他人に属する財産を占有するときに、その財産の権利者が約定の条件によらないで更生準備期間において権利を行使する場合には、管理人はこれを拒絶することができる。

第99条 更生準備期間において更生債権者と債務者間でなした債務の相殺は、同種の債務で、かつ人民法院が破産事件を受理する前に期限の到来したものに限られる。

債務者の債務者は、破産事件の申立てがあった後に譲受けによって取得した更生債権をもって、相殺することはできない。

第100条 更生準備期間において、管理人は、更生手続の開始前に成立し、いまだ履

行されていない双務契約を解除し、または履行を継続するかを決定し、かつ書面で相手方当事者に通知する権利を有する。管理人が更生手続の開始後3ヶ月内に相手方に通知しないときまたは相手の催告を受け取った後1ヶ月内に返答しないときは、契約を解除したものとみなす。契約の解除によって生じた損害の賠償請求については、これを届出のできる債権とする。

更生手続の開始前に成立し、かつすでに履行が開始された双務契約について、管理人が履行の継続を決定した場合には、相手方の当事者は、更生手続開始前の債務不履行を理由として、契約の履行を拒絶しまたは契約をくり上げて終了させてはならない。

第101条 更生準備期間において営業を継続するために、管理人は、関係法律の規定にしたがい、更生期間内に更生企業に現に勤務する職員を任用するかおよび任用しないかを決定することができ、また更生企業に勤務していない専門職員を任用することができる。

第102条 人民法院が債務者の更生の認可を裁定したときは、債務者に対する出資者は、その出資者の権利に基づき債務者に何なんらの財産の給付をも求めることはできない。

人民法院が債務者の更生の認可を裁定したときは、債務者の取締役役員、経理およびその他の上級管理者は、その者が債務者に対して有する株の一部または全部を譲渡することはできない。

第103条 更生準備期間において、利害関係人の請求により、人民法院は、債務者の営業の一部または全部を停止しまたはその営業活動に対して必要な制限を裁定することができる。

第104条 更生手続の開始の後、更生計画が認可される前に、以下に掲げる事由の一つがあるときは、利害関係人の請求により、人民法院は、それを審理・確認したうえで、更生手続の終了を裁定することができる。

- (一) 債務者の経営状況および財務状況が、引き続き悪化し、回復の可能性がないこと。
- (二) 債務者に、詐欺、悪意によって企業財産を減少させ、理由なく弁済を遅滞し、または債権者に対し著しく不利益を与えるその他の行為があること。
- (三) 債務者の法人機関およびその他の職員の行為によって、管理人がその職務を執行することができないとき。

更生準備期間が満了する1ヶ月前までに、更生計画が提出・認可されなかったときは、人民法院は職権をもって更生手続の終了を裁定することができる。

前二項に定める場合において、債務者に法本第4条第1項に定める事由があるときは、人民法院は、その終了の裁定と同時に債務者に対して破産を宣告する裁定をしなけ

ればならない。ただし、破産宣告前において債務者または債権者が和議の方法で債務の弁済を申立てたときは、この限りではない。

第3節 更生計画

第105条 管理人は、債務者の協力に基づいて更生計画案を作成する。更生計画案を作成するに際し、管理人は、債権者、出資者および職員代表の意見を聞かなければならない。

更生計画案には、以下の事項を定めなければならない。

- (一) 更生企業の経営計画。
- (二) 債権調整計画。
- (三) 債権の弁済計画。
- (四) 更生遂行人。
- (五) 更生計画の遂行期限。
- (六) 企業更生に利するその他の計画。

第106条 更生計画における債権の分類は、以下の通りとする。

- (一) 財産担保のある債権。
- (二) 労働債権。
- (三) 税金。
- (四) 一般債権。

第107条 更生計画は、各種の債権に対して、それぞれ以下の調整方法を採用することができる。

- (一) 一定比率による弁済額の減額。
- (二) 一括または分割弁済。
- (三) 債権についてのその他の条件の変更。
- (四) 債権の一部または全部の株式への転換。

第108条 更生計画における同種の債権は、同じ条件で弁済されなければならない。ただし、その債権者が、自ら不利な弁済条件を受け入れるときは、この限りでない。

第109条 更生計画には、更生企業の合併または分割の方法を定めることができる。

第110条 更生計画には、更生企業の資金調達方法を定めることができる。

第111条 更生計画案に定める更生遂行人には、管理人から選任することができる。更生遂行人の選任資格については、本法第31条の規定を準用する。

第112条 管理人は、人民法院が定める期間内に、人民法院に更生計画案および更生遂行可能の報告を提出しなければならない。

第113条 人民法院が更生計画案を受け取ったときは、審理のうえ、本法の規定に合

致することを認めた場合には、速やかに債権者会議を開き、その決議に付きなければならない。

管理人は、債権者会議において更生計画案について説明し、かつ質問に答えなければならない。

第114条 債務者の出資者は、債権者会議に出席し、更生計画案につき意見を述べることができる。

第115条 債権者会議が更生計画案を可決するには、本法第106条に定める債権の分類にしたがって、組に分けて議決する。

会議に出席する同一の組の債権者が過半数で更生計画案に同意し、かつそれらの債権額がその組のすでに確定された債権額の3分の2を超える場合には、その組は、更生計画案を可決したものとする。

各組のすべてが更生計画案を可決したときは、更生計画が可決されたものとする。

第116条 更生計画が可決されない場合には、管理人は、更生計画を可決しない組と協議することができる。その組は、協議の後、一回に限って再び議決することができる。協議においてなされた双方の譲歩は、その他の組の利益を害しえない。

管理人が更生計画を可決しない組と協議した後に、なおその組が再び更生計画を可決しない場合には、管理人、債務者の所在する市、県の人民政府または債務者の業種の主管部門は、人民法院に更生計画の認可を申立てることができる。更生計画が以下に掲げる要件を満たす場合には、人民法院は、裁定をもって認可しなければならない。

- (一) 更生計画にしたがって財産担保のある債権が全額の弁済を受け、また弁済の延期によって受ける損失が公平に補償され、かつその担保権が実質的損害を受けないこと。ただし、財産担保のある債権の組がすでに他の定めを有する更生計画を可決している場合には、その定めに従う。
- (二) 更生計画によって労働債権および税金請求権が全額の弁済を受け、または組が採択した調整後の比率で弁済を受ける。
- (三) 担保のない債権の更生計画が認可された場合において、担保のない債権が更生計画によって受けるべき弁済の比率が破産清算手続によって受ける弁済比率よりも低いこと。
- (四) 更生計画に定められた債権の弁済順位が本法第106条の規定に違反しないこと。
- (五) 更生計画の回復方法が実行の可能性を有し、かつ国家の産業政策に反しないものであること。

第117条 債権者会議が更生計画案を可決せず、かつ本法第116条に定める協議によってもなお更生計画案が可決されずまたは人民法院によって更生計画が認可されないときは、人民法院は、更生手続の終了を裁定しなければならない。

前項の規定を適用するに際し、債務者に本法第4条第1項に定める事由があるときは、人民法院は、債務者の破産を宣告しなければならない。債務者に本法第4条第1項に定める事由がない場合には、人民法院は、破産事件の終結を裁定しなければならない。

第118条 更生計画が可決された後5日以内に、管理人は人民法院に更生計画の認可の申立てをしなければならない。

人民法院が申立てを受け取ったときは、審理のうえ、本法の規定に合致すると認める場合には、更生計画の認可を裁定しなければならない。

第119条 人民法院は、本法第103条、第116条第2項および第118条第2項による裁定を出す前に開廷して審理を行い、管理人、監督員、当事者および関係部門ならびに専門家の意見を聴取しなければならない。

第120条 人民法院は、審理のうえ、更生計画が本法の規定に合致しないと認める場合には、認可の申立てを棄却する裁定をしなければならない。

人民法院は、更生計画認可の申立てを棄却する裁定をしたときで、債務者に本法第4条第1項に定める事由があるときは、人民法院は、債務者の破産を宣告しなければならない。債務者に本法第4条第1項に定める事由がない場合には、人民法院は、破産事件の終結を裁定しなければならない。

第121条 人民法院が更生計画の認可を裁定するに際しては、債務者の財産および管理事務の管理人から更生遂行人への移行を管理人に通知しなければならない。更生遂行人は、人民法院による更生計画の認可の裁定があった日から、職務を執行する。管理人は、人民法院による更生計画の認可の裁定があった日から、その職務の執行を終了する。

第122条 人民法院の裁定により認可された更生計画は、人民法院が破産事件を受理する前に成立した債権のすべてに対し拘束力を有する。

本法の規定にしたがって届出でない更生債権は、更生計画の遂行期間内においては、その権利を行使することができない。更生計画の遂行が完了した後において、更生計画における同種類の債権の弁済条件にしたがってその権利を行使することができる。

更生企業の保証人またはその他の連帯債務者が負担する弁済責任については、更生計画の影響を受けない。

第123条 更生計画は、更生遂行人の責任において執行する。

更生企業の上部機関が出したすべての決定について、それが更生計画に反する場合には、更生遂行人はそれを否定する権利を有する。

更生企業の上部機関が任命する企業経営の管理職員は、更生遂行人により承認され、かつ更生遂行人の監督を受けなければならない。

第124条 更生企業が更生計画を遂行できずまたは遂行しないときは、人民法院は、利害関係人の申立により、裁定をもって更生計画の遂行を終了しなければならない。

人民法院は、更生計画の遂行を終了するに際し、債務者に本法第4条第1項に定める事由があるときは、債務者の破産を宣告しなければならない。

本条第1項に定める事由があるときは、更生債権者が更生計画の中でなした譲歩はその効力を失う。ただし、更生計画の遂行のために提供した担保は、更生計画に定める担保の範囲内においては、なお効力を有する。

第125条 更生計画の遂行が完了したときは、更生遂行人は、職務の執行を終了し、かつ速やかに人民法院に対し遂行報告書を提出する。人民法院は、審理、確認のうえ、破産事件の終結を裁定しなければならない。

更生債権の更生計画によって減額された部分については、人民法院による破産事件終結の裁定の日から、債務者の弁済責任を免除する。

第6章 破産清算

第1節 破産宣告

第126条 人民法院は、本法の規定にしたがい、債務者の破産を宣告するときは、書面をもってその裁定をしなければならない。

債務者の破産を宣告する裁定をしたときは、人民法院は、その裁定後3日以内に債務者に送達しなければならない。

第127条 破産事件につき、管轄権を有する人民法院は、民事事件の審理中、または民事執行の手続中において、債務者に本法第4条第1項に定める事由のあることが明らかになったときは、職権をもって債務者の破産を宣告することができる。

人民法院は、職権をもって破産宣告の裁定をした後3日以内に、その裁定を債務者に送達しなければならない。

人民法院が職権をもって破産を宣告する事件については、本法第16条、第17条、第19条、第21条、第22条、第23条、第40条、第46条および第47条の規定を準用する。

第128条 人民法院は、債務者の破産を宣告する裁定をしたときは、裁定の日より10日以内に公告をしなければならない。破産宣告の公告には以下の事項を明記しなければならない。

- (一) 破産宣告裁定書の主文および破産宣告の日時。
- (二) 破産清算人をすでに指定した場合には、破産清算人の氏名および事務処理地ならびに連絡電話番号。

(三) 破産者の債務者または財産所持者は、管理人または破産清算人に債務を弁済しまたは財産を交付すること。

(四) 人民法院が公告しなければならないと認めるその他の事項。

人民法院が職権をもって債務者の破産を宣告するときは、以上の公告に、本法第17条第2項(二)号、(五)号に定める事項を明記しなければならない。

第129条 破産宣告前に、以下に掲げる事由の一つがあるときは、人民法院は、破産手続の終結を裁定し、かつそれを公告しなければならない。

(一) 政府関係部門が資金を補助したまたはその他の措置を講じて、債務者の債務の弁済に助力するとき。

(二) その他の組織または個人が債務者のために担保を提供したまたは債務者の債務の弁済に助力するとき。

(三) 債務者が期限の到来したすべての債務をすでに弁済したとき。

第130条 組合企業の財産が期限の到来した債務の弁済に不足するときは、人民法院は、組合企業の破産を宣告する同時に、組合員の破産を宣告しなければならない。ただし、組合員がすでに財産を提供し、それをもって組合企業の債務のすべてを弁済するに足りるときは、人民法院は、組合企業の破産を宣告するに際して、全組合員の破産を宣告しない。

前項の規定は、単独出資企業破産の場合に準用する。

第2節 破産清算人

第131条 人民法院が債務者の破産を宣告したときは、裁定の日より7日以内に破産清算人を指定しなければならない。破産清算人が就任するまでは、管理人が破産清算人の職務を代行する。

破産清算人には、その破産事件の管理人も担当することができる。

破産清算人は、5名を超えてはならない。

破産清算人が数名であるときは、清算組と称する。清算組の構成員は共同して職務を執行する。清算組の組長は人民法院がこれを指定する。

人民法院が破産清算人を指定したときは、すみやかに破産清算人の氏名およびその事務処理地を公告しなければならない。

第132条 破産清算人の資格については、本法第31条の規定を準用する。

第133条 人民法院は、破産清算人を指定した後、3日以内に管理人に通知しなければならない。管理人が人民法院の通知を受け取ったときから、破産事務は破産清算人に移行する。

人民法院が破産清算人を指定するまでに、破産者の債務者または財産所持者が管理人

に債務を弁済または財産を引き渡したときは、破産清算人に債務を弁済または財産を引き渡したものとみなす。

人民法院が破産清算人を指定するまでに、管理人が法律にしたがい行なった破産財産に関する行為は、破産清算人の行為とみなす。

第134条 破産清算人は、破産財産の管理、清算、評価、換価および配当について責任を負い、かつ自己の名をもって破産清算業務の範囲内のすべての民事活動に従事する。

破産清算人の職務の執行については、本法第32条の規定を準用する。

破産清算人の職務の執行については、人民法院に業務を報告し、かつ債権者会議および監督員の監督を受けなければならない。

第135条 破産清算人の報酬、職務を執行するのに必要な費用および責任については、本法第34条の規定を準用する。

第136条 破産清算人の解任については、本法第35条の規定を準用する。

第3節 破産財産

第137条 破産宣告の時ににおいて、破産者に属するすべての財産および財産上の権利、破産宣告の後破産手続の終結前までに破産者が取得する財産および財産上の権利は、破産財産を構成する。

破産者が自然人であるときは、破産者およびそれによって扶養される者の生活に不可欠な費用ならびにその他の必要な生活用品は破産財産に属さず、破産者は、破産清算人の同意を経て、それを取り戻す権利を有する。

本法およびその他の法律において、破産財産の構成に関して、別段の定めがあるときは、その規定に従う。

第138条 破産清算人、破産者またはその他の利害関係人に破産財産の帰属について争いが生じたときは、破産事件を受理した人民法院に訴えを提起することができる。

第139条 破産者に属さない財産については、当該財産の権利者は破産清算人から取り戻すことができる。

第140条 売主がすでに売買の目的物を発送し、破産者がいまだその目的物を受け取らず、かつ代金の全額を支払っていない間に、破産宣告を受けたときは、売主は運送中の目的物を取り戻すことができる。ただし、破産清算人は、代金の全額を支払って、売主にその目的物の引渡を請求することができる。

前項の規定は、本法第146条の規定の適用を妨げない。

第4節 破産債権

第141条 非金銭債権および外国の通貨で表示されている債権は、破産宣告の時ににおける債権の評価額をもって破産債権の額とする。

前項に定める債権の評価額の計算基準については、本法第46条第2項の規定を準用する。

第142条 連帯債務者の一名また数名が破産宣告を受けたときは、債権者は、その破産宣告の時に於て有する債権の全額を破産債権として、各破産者に対して権利を行使することができる。

第143条 連帯債務者の一名または数名が破産宣告を受けたときに於て、その他の連帯債務者がすでに破産者に代わって債務を弁済している場合には、その求償権につき、破産債権として権利を行使することができる。

連帯債務者の一名または数名が破産宣告を受けたときに於て、その他の連帯債務者が破産者に代わって債務を弁済したことによって生ずる将来の求償権について破産債権として権利を行使することができる。ただし、債権者がすでにその債権の全額につき権利を行使しているときは、この限りでない。

第144条 本法第143条の規定は、破産者の保証人に準用する。

第145条 組合員が本法の規定にしたがって破産宣告を受けたときは、各組合員は、各別に破産清算に服する。

組合員の債権者および組合企業の債権者は、各組合員の破産清算手続において、平等の地位をもつ。

組合企業の債権者は、組合企業の破産財産によって弁済されない破産債権の部分について、本法第142条の規定にしたがい各組合員の破産清算手続において権利を行使することができる。ただし、その権利の行使によって取得する配当の総額は、弁済を受けるべき債権の額を超えてはならない。

第146条 破産者が未履行の双務契約に対して、破産清算人は、それを解除しまたは引き続き履行するかの決定権を有する。

未履行の契約の相手方当事者は、破産清算人に対し、一定の期間を定め、その期間内に契約の解除をするかまたは引き続き契約の履行をするかの決定を行なうよう催告することができる。破産清算人が期間内に確答しないときは、契約の解除をしたものとみなす。

破産清算人が引き続き契約を履行することを決定するときは、相手方当事者が一定の期間または相当な期間内に相当の担保を提供するよう求め、破産清算人が一定の期間または相当な期間内に担保を提供しない場合には、契約の解除をしたものとみなす。

破産清算人が契約の解除をしたときで、相手方当事者がすでに手付金を給付した場合には、手付金の額における返還請求権は破産債権とする。

前四項の規定にしたがい契約を解除するときは、相手方当事者の損害賠償請求権は破産債権とする。

第147条 委任契約は破産宣告により終了する。ただし、受任者が破産宣告の通知を受けず、かつ破産宣告があった事実を知らないで、引き続き委任事務を処理したときは、それによって生じた債権は破産債権とする。

第5節 相殺権

第148条 債権者は破産宣告前に破産者に対して債務を負担するときは、当該債務の給付の種類が同じであるか否かを問わず、破産配当案の公告前に、破産清算人に対して相殺を主張することができる。

第149条 以下に掲げる状況の一つがあるときは、本法第148条の相殺の規定を適用しない。

- (一) 破産債権者が破産宣告後に破産者に対して債務を負担したとき。
- (二) 破産者の債務者が破産宣告後に他人の破産債権を取得したとき。
- (三) 破産債権者が破産者につき支払の停止または破産の申立てがあった事実をすでに知って、破産者に対して債務を負担したとき。ただし、債権者が法律の規定またはその事実を知りたる時より前に生じた原因、あるいは破産の申立ての一年前に生じた原因に基づいて債務を負担するときは、この限りでない。
- (四) 破産者の債務者が破産者につき支払の停止または破産の申立てがあった事実をすでに知って、破産者に対する債権を取得したとき。ただし、債務者が法律の規定またはその事実を知りたる時より前に生じた原因、あるいは破産の申立ての一年前に生じた原因に基づいて債権を取得したときは、この限りでない。

第6節 別除権

第150条 破産者に属する財産または財産上の権利に存する抵当権、質権、留置権を有する者は、別除権者とする。

別除権者は、別除権の目的物について優先して弁済を受ける権利を有する。

第151条 別除権者がその権利を行使するについては、破産清算手続に拘束されない。

別除権者が別除権の行使によって、完全な弁済を受けることができないときは、その弁済されていない債権額につきのみは、破産清算手続にしたがいその権利を行使することができる。

別除権者が優先弁済を受ける権利を放棄するときは、破産清算手続にしたがいその権

利を行使することができる。

第152条 破産清算人は、債務の弁済およびその他相当の担保を供することにより、別除権の目的物を受戻することができる。

前項に定める債務の弁済は、別除権の目的物の価格が被担保債権額を下廻るときは、その目的物を時価に限る。

第7節 換価および配当

第153条 破産清算人は、債権者会議が可決した破産財産の換価案にしたがい、または監督員の同意を得て、適時に破産財産を換価しなければならない。

第154条 破産清算人は、破産財産の換価案を適時に用意し、かつ債権者会議に提出して、その議決に付さなければならない。債権者会議は、破産財産の換価案を審議・可決したうえ、それを人民法院に提出し、その裁定の後、執行する。

前項に定める裁定は、公告を要しない。

第155条 破産財産の換価については、競売をもって行われなければならない。ただし、債権者会議において別段の決議があるときは、この限りではない。

破産財産の中の生産設備は、一括して換価しなければならない、一括して換価できない場合には、分割して換価することができる。

破産企業はその全部または一部を換価することができる。企業を換価するに際しては、その中の各財産を個々に換価することができる。

国家の規定にしたがい、公開で競売または売却できない財産については、国家の規定する方式にしたがってそれを換価しなければならない。

第156条 破産財産は、破産費用および共益債務を優先して弁済した後、以下に掲げる順序にしたがい弁済する。

- (一) 破産者による労働者の未払い賃金、未納および支払われるべき社会保険費用および法律・行政法規に定める労働者に支給すべきその他の費用。
- (二) 破産者の滞納税金。
- (三) 一般の破産債権。

破産財産が同一順位の弁済が要求される債務の弁済に不足するときは、割合に応じて配当する。

第157条 破産配当については、債権者会議の決議において別段の定めをした場合を除き、金銭によって配当を行わなければならない。

第158条 破産清算人は、破産財産の配当案を速やかに用意し、かつ債権者会議に提出し、その議決に付さなければならない。

前項に定める配当案には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。

- (一) 破産配当に加えられるべき債権者の氏名（名称），住所。
- (二) 配当に加えられる債権額。
- (三) 配当に供されうる財産額。
- (四) 破産配当の順序，割合および数額。
- (五) 破産配当の実施方法。

債権者会議が破産財産の配当案を審議・可決した後，破産清算人は破産財産の配当案を，人民法院に提出し，その裁定に付する。

破産財産の配当案は，人民法院が裁定をもって認可した日より効力を生じる。

第159条 破産財産の配当案は，その効力を生じた後において，破産清算人が執行する。

破産清算人は，破産配当案にもとづき，一回の配当または数回に分けて配当を行なうことができる。

破産清算人が数回に分けて配当を実施するときは，その回毎に配当に供される財産の額および債権の額を公告しなければならない。破産清算人が最後の配当を実施するときには，公告の中で，本法第162条第2項に定める事項を明示し，かつ記載しなければならない。

第160条 解除条件付債権については，債権者は，相当な担保を供して，配当を受けることができる。

前項の債権者が配当を受けた後，その債権の条件が最後の配当に関する公告後30日以内に成就しないときは，すでに供した担保はその効力を失い，担保物を交付しているときには，その担保物をその債権者に返還しなければならない。

その債権の条件が最後配当に関する公告後30日以内に成就したときは，その債権者がすでに受けた配当を返還しなければならない。

第161条 停止条件付債権については，債権者に対する破産配当に際しては，破産清算人はその配当額を寄託しなければならない。

前項の規定は，債権者が相当な担保を供していない解除条件付債権について準用する。

破産清算人が前二項により寄託した配当額については，最後配当に関する公告後30日以内に停止条件が成就せず，または解除条件が成就したときは，他の債権者に対して，それを配当しなければならない。最後配当に関する公告後30日以内に，停止条件が成就しまたは解除条件が成就しないときは，その寄託した配当額をその債権者に支払わなければならない。

第162条 債権者が受けとらない配当額については，破産清算人が寄託しなければならない。

債権者が最後配当に関する公告後30日以内になお配当を受けとらないときは、配当を受ける権利を放棄したものとみなし、破産清算人は、その寄託した配当額を他の債権者に配当しなければならない。

第163条 破産配当に際し、異議のある債権または債権確定の訴訟が落着いていない債権については、破産清算人は、その配当額を寄託しなければならない。ただし、破産手続終結の後2年を超えて、なお配当額を受けとることができないときは、人民法院は、その寄託された配当額を他の債権者に配当しなければならない。

第8節 破産手続の終結

第164条 破産清算人は、破産配当案にしたがって破産配当を実施することができないときは、人民法院に破産事件終結の裁定を求めることができる。

破産清算人は、最後の配当を完了したときは、直ちに人民法院へ破産財産の配当報告書を提出し、かつ人民法院に破産事件の終結の裁定を求めなければならない。

人民法院は、破産清算人から破産事件の終結の請求を受け取ったときは、30日以内に破産事件を終結するか否かの裁定をしなければならない。

第165条 破産清算人は、破産事件を終結する人民法院の裁定に基づき、破産手続の終結後10日以内に、破産企業の出発登記機関において登記の抹消をしなければならない。

第166条 破産清算人は、登記の抹消をした翌日より、その職務の執行を終了する。

第167条 破産事件が本法第50条第4項または第164条の規定にしたがって終結後二年以内において、以下に掲げる事由の一つがあるときは、債権者は人民法院に破産財産配当案にしたがって追加配当を行なうよう求めることができる。

(一) 本法第28条の規定によって回復すべき財産が判明したとき。

(二) 破産者が配当に供すべきその他の財産を有することが判明したとき。

前項に定める事由があるときでも、その財産額が僅かなものにしかすぎず追加配当を要しないときは、追加配当を行なわない。

第168条 破産者の保証人およびその他連帯して債務を負担する者は、破産事件の終結後において、債権者が破産清算手続によって弁済を受けえなかった債権に対して継続して弁済責任を負わなければならない。

第9節 免 責

第169条 破産者が本法第3条第1項に定める自然人であるときは、破産事件の終結後において、本法第170条の規定にしたがい免責されるまでは、その新たに取得した全財産をもって、基本な生活費および法定義務の履行に必要な支出を除き、破産債権が弁済されていない部分に対し継続して弁済義務を負わなければならない。

前項に定める破産者は、破産事件の終結後における債務の弁済について、破産事件の終結前に仮弁済計画を作成して、債権者会議に提出し、その承認を受けるものとする。債権者会議によって承認された弁済計画は、双方当事者を拘束する。

第170条 破産事件の終結後において、以下に掲げる事由の一つがある場合には、一般の破産債権の弁済されていない部分について、故意をもって人身を侵害したことによる損害賠償を除き、破産者の弁済責任を免除する。

- (一) 破産事件の終結時に、すべての破産債権の40パーセント以上がすでに弁済された場合で、破産事件の終結の日より3年を超えるとき。
- (二) 破産事件の終結時に、すべての破産債権の中で、すでに弁済された部分が30パーセント以上に達し、40パーセントに足りない場合で、破産事件の終結の日より4年を超えるとき。
- (三) 破産事件の終結時に、すべての破産債権の中で、すでに弁済された部分が20パーセント以上に達し、30パーセントに足りない場合で、破産事件の終結の日より5年を超えるとき。
- (四) 破産事件の終結時に、すべての破産債権の中で、すでに弁済された部分が10パーセント以上に達し、20パーセントに足りない場合で、破産事件の終結の日より7年を超えるとき。
- (五) 破産事件の終結時に、すべての破産債権の中で、すでに弁済された部分が10パーセントに足りない場合で、破産事件の終結の日より10年を超えるとき。

破産犯罪により刑事処分を受け、または本法第9章または第27条に定める行為の一つがあるときは、免責されない。

破産者が免責を得た後、任意の意思ですでに免責された債務を弁済したときは、その債権者の得た弁済の利益は、法律の保護を受ける。

第7章 簡易手続

第171条 人民法院が破産事件を受理した後、債務者の総財産額が50万元未満であることが判明し、債権債務関係が明確であり、債権者が少数のときは、本章の規定を適用することができる。

本章に規定がないときは、本法のその他の規定を適用することができる。

第172条 人民法院が本章の規定を適用し、破産事件を審理するに際しては、裁判官一名で審理することができる。

第173条 本章の規定を適用して破産事件を審理するときは、債務者は一回に限って和議の申立てをすることができる。

第174条 人民法院が本章の規定を適用し、破産事件を審理する裁定は、通知をもってのみ送達される。ただし、人民法院が破産事件を受理する裁定、債務者の破産を宣告する裁定および破産事件を終結する裁定は、通知のほかに、それを公告しなければならない。

第175条 人民法院が本章の規定を適用し、破産事件を受理したときは、債権の届出期間を定めなければならない。その期間は、7日以上、30日以下でなければならない。

第一回債権者会議は、債権の届出期間の満了後5日以内に開催されるものとする。

第176条 人民法院が本章の規定を適用し、破産事件を審理するときは、本法第56条に定める時期の制限を受けない。

第177条 人民法院が本章を適用し、破産事件を審理するときは、破産事件を受理した後12ヶ月以内にそれを終結しなければならない。

第8章 国有企業破産の特別規定

第178条 本章の規定は、本法の効力を生ずる前に設立された国有企業のみに適用する。

前項に定める企業が本法に定める手続にしたがって債務を弁済するときは、本章に規定がないときは、本法のその他の規定にしたがう。

第179条 債務者は、人民法院に破産事件受理の申立てをするときは、国が授権した当該企業の投資管理機関または当該企業の主管機関がその申立てに同意した書面を提出しなければならない。投資管理機関または主管機関は、当該企業が申立てをすることに同意しない場合には、資金を補助しまたはその他の措置をとることにより当該企業の債務の弁済に助力しなければならない。

第180条 人民法院は、職権によって国有企業の破産を宣告するときは、国家が授権した投資管理機関または当該企業の主管機関の意見を聴取しなければならない。

第181条 債務者が法にしたがい取得した土地の使用権は、主として競売または入札（招標）の方法にしたがって譲渡し、土地使用権の譲渡収益は、まず破産企業の職員の配置転換に用い、破産企業の職員を配置転換した後、余剰があるときは、余剰部分をその他の破産財産とともに破産財産の配当案に組み入れるものとする。

第182条 本法第181条の規定にしたがい、土地の使用権の譲渡収益を破産企業の職員の配置転換に用いる具体的措置は、國務院が別にそれを定める。

第183条 国有企業の職員住宅、学校、病院、幼稚園、託児所などの社会公益事業および福祉施設については、維持・存続の必要がなくかつ一括譲渡できるものが破産財産に属する以外は、いずれも破産財産に属せず、破産企業所在地の市または市管轄区、県

の人民政府によって、一括して接収され、管理されるものとする。ただし、本法の効力が生じた後に新築した職員住宅は、破産財産に属するものとする。

第9章 法律責任

第184条 債権者会議に出席する義務を有する債務者または債務者の代表者が、人民法院の召喚を経て、正当な理由なく、債権者会議への出席を拒むときは、人民法院は勾引し、1千元以上5千元以下の罰金に処することができる。

債務者およびその他の説明義務を負う者が陳述・回答を拒みまたは虚偽の陳述・回答をしたときは、人民法院は、1千元以上5千元以下の罰金に処することができる。

犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

第185条 本法の規定に違反し、債務者が、人民法院に財産状況の説明書、債務帳簿、債権帳簿および関連財務諸表の提出を拒みまたは人民法院に真実でない財産状況の説明書、債務帳簿、債権帳簿および関連財産諸表を提出するときには、人民法院は、その責任者を2千元以上1万元以下の罰金に処することができる。

本法の規定に違反し、債務者が、管理人または破産清算人に財産、財産に関する帳簿、文書、資料、印鑑の引き渡しを拒むときは、人民法院は、その責任者を2千元以上1万以下の罰金に処することができる。

犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

第186条 債務者に、本法第27条に定める無効行為および人民法院が破産事件を受理する前の12ヶ月以内に、以下に掲げる行為の一つがあるときは、人民法院は、その責任者を1万元以上10万以下の罰金に処することができる。犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

(一) 財産の不当な廉価による売却。

(二) 期限未到来の債務に対する期限前の弁済。

(三) 債権の放棄。

(四) 財産に関する証拠資料の偽造または毀棄による財産状況の不明確化。

第187条 債務者に以下に掲げる行為の一つがあるときは、人民法院は、その責任者を5千元以上5万以下の罰金に処することができる。犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

(一) 人民法院が破産事件を受理する前の6ヶ月内に、すでに債務を弁済できないことを知りながら、財産担保のない債務に対して財産担保を提供したとき。

(二) 人民法院が破産事件を受理する前の6ヶ月内に、債務を弁済できないことを知りながら、なお個々の債務を弁済したとき。

第188条 債務者が、期限の到来した債務を弁済できないことをすでに知り、または知るべきであるにもかかわらず、合理的理由なくして金銭を消費し、または財産を減少させたときは、人民法院は、その責任者を3千元以上3万以下の罰金に処することができる。犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

第189条 管理人、更生遂行人、破産清算人、監督員、債権者またはその代理人が本法の職務を執行するに際し、職務上の便宜または地位を利用して、強要または収賄もしくはその他不当な利益を受け取ったときは、人民法院は、その情況にしたがい、1万元以上10万以下の罰金に処することができる。犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

第190条 本法の職務を執行するに際し、管理人、更生遂行人、破産清算人、監督員、債権者またはその代理人に賄賂を供与したときは、人民法院は、その情況にしたがい、その責任者を2千元以上3万以下の罰金に処することができる。犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

第191条 本法第22条第1項（4）号の規定に違反する者に対しては、人民法院は、訓誡し、勾留することができ、かつ5千元以上5万元以下の罰金に処することができる。

第192条 管理人、更生遂行人、破産清算人、監督員が、職務怠慢またはその他の違法行為により、債権者、債務者または第三者に経済的損害を与えたときは、賠償の責任を負い、かつ重大な損失を与えたときは、その情況にしたがい、1万元以上10万以下の罰金に処し、勾留することができる。犯罪を構成するときは、法律にしたがい刑事責任を追及する。

第10章 附 則

第193条 本法は、公布の日より施行する。本法施行の日より、「中華人民共和国企業破産法（試行）」は、直ちに廃止する。